

# 共産主義革命

プロレタリア世界革命の旗の下  
万国の労働者団結せよ！

## 労働者共産主義委員会

■ 労共委政治集会報告

■ 「本土」・沖縄プロレタリアートの更なる闘いの前進の  
ために

■ 選挙制度改訂にたいする態度

■ 中国とフランスの核実験にたいする態度

■ 刑法の反動的全面改悪作業を弁護する日共の「治安立  
法の土台づくり」論について 西本 英

■ プロレタリア革命における軍事問題について 高行 光一

■ レーニンとスターリンの  
戦術上の思想について（ノート） 本川 裕二

# 4

1973. 10

# 目 次

労働者共産主義委員会政治集会報告	3
「本土」・沖縄プロレタリアートの更なる	3
闘いの前進のために	13
選挙制度改訂にたいするわが委員会の態度	29
中国とフランスの核実験にたいする態度	34
刑法の反動的全面改悪作業を弁護する日共の	40
「治安立法の土台作り」論について	40
岡本 薫	40
プロレタリア革命と軍事問題	15
高谷光一	15
レーニンとスターリンの戦術上の思想について（ノート）	8
氷川冷二	8

## 労共委政治集会報告（概要）

◇ この要旨は、政治集会における報告の概要である。  
◇ なお、この要旨は、怒濤編集局がまとめたものである。  
（集会は六月二十九日～七月一日東京、静岡、京都、那覇で開催された）

### 一、労共委の目的と活動について

労働者共産主義委員会の目的は私的所有の廃止、階級対立の消滅である。労働者共産主義委員会は、プロレタリアートの解放のため、プロレタリアーとの世界的な独裁の樹立をめざし、中央集権制の党組織の思想をもって自己を武装し、全世界に活動の場を求めて闘う。

わが委員会は、一九六八年結成以来、労働者階級の解放の事業を闘い抜いてきた。

わが委員会は、直接的にわが委員会の結成を規定づけている共産主義者同盟や、日本共産党、コミンテルン、マルクス、エンゲルスなどの参加した共産主義者同盟などの経験およびその組織活動上の教訓を自らの

組織上の立場の基礎においている。

わが委員会は、前回大会時の共産同の活動への反省を行ないつつ日本「新左翼」の数々の闘いの革命的意義を発展させること、又、否定的傾向と闘うことを通して強化されてきた。

現在、ソ連共産党が全世界の労働者階級の利益のためにはなく、国民的利益をプロレタリア階級の利益の上におき、世界的な抑圧者であるアメリカ帝国主義者と様々の面で利益を同じくしていること、又、日本共産党や、発達した資本主義国における「共産党」を名のる部分が、国民的利益の実現を第一義的なものとして、総じてこれらの各国共産党の排外主義、愛国主義への転落が深まっている。

わが委員会が確認してきた六つの諸点について述べ

### ① 党活動の前進が革命を準備する

プロレタリアートの権力の樹立の事業は、すぐれて目的意識的な活動が必要とする。したがってこの事業の前進は労働者階級・人民の組織的団結を具体的に把握し、組織された力たらしめる革命党の活動の前進の中にあるのである。

組織性の強固さの中に、革命の現実性はみいだすことができるのであり、思想の革命性は一定の組織的実践によって検証され、たえず強固になっていくものである。

### ② 革命の根本問題は権力の問題である

労働者階級の解放のためには、労働者階級は権力を握らなければならない。労働者階級は出来合いの国家機構を自らの解放のためにそのまま利用することはできない。権力を掌握するということは国民的な支配階級になるということである。世界革命と一国における権力奪取に関する問題は、党の活動が全世界的に展開される、ということにおいて正しく解決される。

### ③ 武装について

資本家階級の国家権力を打倒し、プロレタリアートの独裁をうちたてるためにはブルジョアジーの暴力装置の解体は不可欠である。しかしこの事業は、労働者階級の自然成長的な戦闘だけで達成されるものではない。

労働者階級の解放斗争の先頭で闘う革命党の武装こそ不可欠である。

### ④ プロレタリア国際主義について

プロレタリア国際主義の実現は党組織の世界性のうちに保障されるものである。全世界の労働者階級の共通する実現目標、それに対する党の活動による推進を一貫してはかることだけが、首尾一貫したプロレタリア国際主義の立場をとおせるのである。

### ⑤ 組織上の思想について

プロレタリアの革命的意義を継承するためには、党組織上

思想を確立しなければならない。

いつどんなときでも全面的な政治暴露を組織し武装を保持し世界的な活動を行い中央集権的な組織体制をつくりあげ闘う組織のみが現代における革命党の名に値するのである。

労働者共産主義委員会は、このような組織上の思想をもち、わが委員会の活動が強固になることによつて「革命の現実性」がたぐりよせられることを確信し活動している。

### ⑥ 「資本主義批判が必要」という見解について

この間、ブンド系諸組織が自分たちの実践がわからなくなり、「資本主義批判」が必要だと言っている。

たとえば赤軍派の塩見君は、連合赤軍の総括の、普遍的意義として「小ブル革命主義のプロレタリア革命主義への止揚」ということを主張している。その止揚の環は「思想問題としての総括」であり「資本主義批判」であるということである。

しかし、次の点でこれは誤っている。第一に、組織活動の総括は綱領上、戦術上の総括とともに、組織上の思想の総括を必要とするのである。組織上の無政府

主義、組織構成員の一人一人の小ブルジョア性は資本主義に対する態度の小ブル性に解消されるものではなく、組織に対する思想が間違っているということなのである。

第二に、これらの「資本主義批判」ということは、改めて、「原則的な資本主義批判」をしなければならなくなった彼らの活動の小ブル性を物語っているだけでなく、実際に進行している階級支配と階級闘争に目をつむり「批判」の教条ができたら運動ができるという幻想をもつ小ブル的なものである。

第三に、現代の社会においてブルジョアジーとプロレタリアードとの非和解的な分裂・対立・闘争がくりひろげられているこの事実を認め、被搾取・被抑圧階級である労働者階級の立場にたった運動を行うことこそが問われているのである。

### 二、全世界人民との団結のために

現在、全世界人民の団結を強化するために、「民族解放」運動に対する革命的な態度が求められている。

わが委員会は、南ベトナム人民の闘いを支持し、アメリカ帝国主義の侵略戦争の遂行、日本支配階級の侵

略戦争協力に対決し、闘ってきた。

臨時革命政府の掲げる政治要求は、民族解放の課題と民主主義的変革の実現である。

わが委員会の主張は次のとおりである。第一に、アメリカ帝国主義の侵略戦争とチヌー政権による圧政からの解放を要求する労働人民の現実的な闘いを断固として支持することを鮮明にしなければならない。

第二に、その闘いの中でプロレタリアートとそれに結合する貧農の団結が促進され、プロレタリアートの解放の条件がcaちとられることをみなければならぬ。革マル派は、臨時革命政府の民族解放・民主主義的変革の要求に反対するという反動的態度をとっている。彼らは「民族の解放という課題は仮象である」と言っている。民族の存在は仮象でなく歴史的現実的なものであり、またそこにおけるプロレタリアートの存在も現実的なものである。まさに現に闘われているベトナムの民族解放及び民主主義的変革のための闘いにおいてプロレタリアートの解放の条件を促進させていることが重要なのである。

### 三、革命的左翼の日本階級闘争

し、世界諸地域に進出したことである。

独占資本の利益に奉仕する田中内閣は、独占資本の利益のために大型予算をくみ、需要創出を図る一方、列島改造をおしすすめ、公営企業の合理化を強行してきた。

現在資本家どもは、労働者には労務管理の徹底的強化、マル生攻撃などとして襲いかかり、農漁民には、漁場の汚染や収奪の強化をもたらし、全体として、企業の土地などの買占め、物価上昇による生活難、住宅難をもたらししているのである。

第二に、日本支配階級は、沖縄の施政権をアメリカから回復し、沖縄を支配地域にくみ入れ、自衛隊をおくり込み、沖縄人民に対する政治的抑圧を強めている。第三に、日本の支配階級は、朴政権に対する援助を強めたり、南北朝鮮の統一運動を妨害したり、朝鮮人民に対する抑圧に手を貸しているのである。

このほか、日本支配階級は、右翼の朝鮮人民に対する暴行を黙認、助長させ、あるいは差別を助長させている。

「刑法改正」は、最終的な法制審答申が今秋にも出されようとしている。

最高裁判所は以前の判決をひっくりかえして公務員

における客観的位置と  
われわれの闘いの方向

これまでの「新左翼」の運動は戦闘的大衆運動の展開などによって、その存在は広く知られているが、組織活動の弱さから、権力の集中的弾圧などによって、政治的に自らを結束させ労働者階級解放闘争を前進させることにおいて困難にたかいつている。

議会主義者、社共の進出はこのことの逆の表現でもある。したがって、コミンテルン・日共の歴史的総括をとおして組織性を獲得し社・共との対決を行なっていくことが重要である。

### 四、侵略と政治反動・搾取・収奪に対決することについて

#### ① 階級的戦闘的団結をうち固めよう

労働者人民の闘いをすすめる上で支配階級の動向でとり上げなければならないのは、まず第一に、日本の独占資本は、六〇年代を通じて、アジアに権益を拡大

の争議行為に刑事責任を課す弾圧判決をおこなった。

教育労働者を完全な体制奉仕者にくみ込もうとする策動や、筑波大学法にみられるブルジョア階級の利益によりよく奉仕する大学づくりが進行している。

婦人労働者に対しては労基法の改悪により労働強化などが目論まれている。

優生保護法の改訂が国会に上呈され国家による出産の管理、婦人や「障害者」への差別がもくろまれている。

選挙制度改訂の策動は、自民党が議会における過半数を維持し、独占資本のための政治を続けるためにもくろんだものである。これは、労働者共産主義委員会などプロレタリアートの革命的代表が、議会の場においても自民党の活動、支配階級の策動を暴露し、対決して闘うことを封殺するものである。

現在の情勢は、日本支配階級が、侵略と反動と収奪を強化しており、労働者人民の現在のこの策動に対する抗議と噴激が高まっていることを示している。

全ての労働者・被抑圧人民が階級的・戦闘的団結をうち固め、政府・資本家階級に対決し、武装力を強化することがますます重要なのである。

## ② 国会及び地方議会に 対する態度について

わが委員会は昨年の衆院選挙において投票ボイコットを訴えた。このときのわれわれの態度は国会選挙を無視するというものではなく、われわれが立候補していないという状況で五政党に投票せず、支持できる候補者が一人もいないという状況においてボイコットを訴えたものであった。

自民党、社会党、共産党、公明党の「公約」なるものがプロレタリアートにとって何らの利益にならないことを明確にさせる活動がとりわけ重要である。国会、地方議会に対して一般的な議会主義反対の立場から無視するというのではなく、そこでもプロレタリアの実際の利益のためにのみ専ら闘うことの必要性を考慮し今回の東京都議選においては、蜂起でない全期間にわたってブルジョア議会を利用する視点にのっとり、かつ候補者をもたないという消極性の中で五党を支持しないということで白紙投票を訴えたわけである。

わが委員会は、現在の国会を労働者階級の何らかの権力組織としようとしたり、あるいはその基盤とす

態度をとらない。

労働者・被抑圧人民の階級的戦闘的団結を促進させ、党と労働者階級の武装力の強化、結合の強化こそが革命を準備するものである。この労働者階級人民の階級的戦闘的団結を強化するために大衆的行動と結合して、国会においてブルジョア支配を暴露し、対決することも必要なのである。

蜂起を現実の日程にのぼせうるような状況のもとでは、労働者大衆の注意をブルジョア議会にむけたり、労働者階級の利益を議会において実現しようとしむけることは犯罪的なことである。

## ③ 反政府大衆行動に対する態度

わが委員会は現に闘われている労働者階級の田中内閣打倒の運動を支持することを明らかにした。

労働者大衆組織の田中内閣打倒の運動は、現在の田中内閣がブルジョアジーの階級利益の実現のために政府を指揮し、国会における自民党の多数に依拠して国会に独占資本のために労働者人民に対する抑圧の諸法案を提出し立法化させているなかで、労働者階級の組織的団結を固めブルジョア階級の政治委員会に向け、

攻撃することにおいて当然とめられるし、そのような形で反動政策に抗議することを否定的にとらえることはできない。

だが、問題は、労働者階級の解放を言々する政党が、ブルジョア議会にかわる権力組織の樹立をぬきによびかけたり、ブルジョア議会で権力（執行権力）を握ろうとする事は、反動的なものである。

国会が存在している前提においては、一内閣の交替は自民党の次の頭目にあたるか、総選挙を通ずる野党の議席数の変化に応じて現在では、野党の何らかの内閣に変わるものである。

労働者階級が現在の国会ではなしに、自らの武装力に立脚する権力をうちたてる条件が存在するときは、内閣の打倒は、労働者階級の権力の樹立のメダルの裏表として進行するであろう。労働者階級の権力の樹立は、蜂起の勝利的遂行を結節環とするものであるが、その過程自身は現在の支配制度に対する大衆的対決を背景とするものである。この状況下においては、労共委は全国家機構の解体とそして具体的攻撃の設定としてわれわれ自らがその時存在する内閣の打倒をも煽動するのである。

だが現在、合法的あるいは大衆的組織である労働組

合などが、田中内閣の退陣を要求することは、それ自身として反動的でないばかりか、ブルジョア内閣を批判することは当然なことである。

「田中内閣の議会主義的打倒ではなく実力打倒を」（革マル派）などという態度は、内閣打倒運動を徹底化させるといふものではなく、権力問題をデモンストレーションのスローガン問題から考え接近していることの現われに他ならないのである。

## ④ 党と大衆団体の実践について

党の任務を党が果たすことをあいまいにして、その任務があたかも大衆団体の現在の任務であるとか、具体的なデモンストレーションの目標であるかのように映しだす党活動は実践的には大衆的闘いや組織の目標を観念的にさせるものとして有害である。また党自身の活動をも弱めるものである。

## ⑤ 労働運動について

労共委は、これまで、労働者の実際の経済的闘争、あるいは、労働者の利益を防衛する民主主義的政治的

闘いに対して支持を与え、わが会員はそのような実践を目的とする大衆組織の中でその組織強化のために活動してきた。とりわけ、このような改良的闘いの推進にあつては、労働者階級の利益を資本家階級のそれと融和させようとする方針に反対し、労資協調主義、企業防衛主義と徹底的に闘い、いわゆる「国民」的立場から闘いを組織することに反対し、そのような指導を変更させそのような指導部を更迭し、真に階級の利益を貫徹する仲間を指導部としていくことが問われている。そして、組合が、社会党支持や支持政党の自由を掲げるのに対して闘い、早期に労共委と結合し闘うような活動をつよめていくことが重要である。

### ⑥ 本土—沖繩人民の 闘いの結合のために

両地域における共通の支配階級である日本資本家階級とその権力を打倒することを確認する。しかし沖繩が戦前日本の支配階級によつて「本土」と異つた抑圧的統治下におかれたり、協定によつて米帝支配をも日本支配階級が認めてきた歴史的な背景をはつきり認め、沖繩人民の分離と結合の自由を承認することが、プロレタリアートの権力の掌握の条件をさらにますもので

あることはまちがいないであらう。

### 五 労働者階級の権力を樹立 せよ—一切の小ブルジョ ア的改良主義と闘おう

日本共産党や社会党は、「革新連合政府」とか「国民連合政府」などブルジョア議會を基礎とした行政権力の掌握、連合政権構想をうちだしている。とりわけ、日共は、第十一回大会を経て、「国民党」「民族の党」ということを強くおし出し、「プロレタリア独裁」を否定し、民主連合政府・革新連合政府を言々している。

民主連合政府建設は、革命でなく、政治経済の民主主義的変革という改良であると言っている。

だが、彼らの言っているような改良は、プロレタリア革命に敵対するものである。

われわれと労働者階級の武装に対して、小ブル層の利害を基礎にし、議會制民主主義擁護の名において死物狂いの敵対をするものであるし、げんにこれまでそのような敵対を行つてきた。

民主連合政府の国内政策なるものの中には、「産業

の自主的・平和的發展」なることがうたわれている。これは、独占資本の活動を規制するといふものであり、まだ社会主義的変革は日程にのぼせてはならないというのである。

五〇年代を通じて日本資本主義は発展し、そのウラハラにブルジョアジーのプロレタリアートに対する搾取・収奪は一層強められたこと、アメリカ軍のアジア、日本における反革命軍としての役割が強化されてきたこととならんで、日本の自衛隊、警察力や官僚機構の強化もそのようなものとして実現されてきている。

戦後日本におけるアメリカ軍の支配や封建遺制に対する闘いの占める位置は、日本における資本主義の発達とそれとの関係で進行するブルジョアジーとプロレタリアートの対抗関係の中で考えられねばならない。

したがつて、労働者階級が権力を樹立する上で、反米帝闘争や民主主義的闘争を正しく発展させ、ブルジョア民族主義やブルジョア民主主義運動に陥らせることなく労働者階級の指導性を明確にさせつつ闘いを組織しなければならぬのである。

現在、上田耕一郎などが「先進国革命の理論」として主張していることは、階級闘争の非和解性をみとめないブルジョア民主主義の美化であり、日共が骨のず

いまで小ブルジョア的などころまで転落したことを証明している。

## プロレタリア文庫

第3号 B5判 ¥100

### 日本政府の釣魚台列島領有策動に反対する

- 1 佐藤政府の釣魚台領有策動に反対し  
中国人民の「釣魚台回復」の要求を支持する
- 2 日・米・台支配階級の「尖閣列島」略取の策動について
- 3 資料

第4号 B5判 ¥200

### 賃金闘争と労働者階級解放の闘い

- 1 革命党の戦術と労働組合の活動における基本問題
- 2 日経連の賃金対策と各組合の春闘方針・賃金白書批判
- 3 各党の「賃金闘争」論批判

### 学生運動の発展のために

### 革命運動の戦列を強化せよ

B5判 ¥200

- 1 パンフレットの発行にあたって
- 2 学生の闘いは革命運動の中で  
いかに位置づけられ発展させられるべきか
- 3 学生の闘いにおける労働者共産主義委員会の方向
- 4 教育体系再編の前進基地とされる  
筑波新大学設立のねらい

## 「本土」・沖縄プロレタリアートの更なる闘いの前進のために

### 一、「七二年返還」の階級の意味と 諸党派の混乱

「沖縄返還」の基本的な階級の性格は、米支配階級の下からの沖縄の支配権の日本支配階級の下へのゆづり渡しということである。

当時首相であった佐藤は、「戦争で失った領土を平和的に回復したのは歴史上稀なことである」とうそぶいた。

日本の支配階級が「沖縄返還」を推進したのは、第一に、米軍政による沖縄支配が一定の手づまりに陥いらんとしており、沖縄人民の米民政府と基地に対する闘いを抑圧、緩和する必要が生れていたこと、第二に

米帝はニクソン・ドクトリンに基づき、西太平洋、とくに日本、朝鮮、台湾周辺地域についての日本の防衛分担を求め、その共同の軍事的中心として沖縄を設定することに日米が合意したこと、第三に日本の支配階級は、米帝の核のカサに当面依存しつつ、また極東米軍と共同しつつ、軍事力を増強し、沖縄を拠点として対アジア侵略の足がかりを形成しようとしていたことの三点にまとめうる。

米国内に「沖縄返還」は米国のアジアにおける利益と相反する可能性を将来においてもつという主張が存在したという事実がある。この事実は、日本の支配階級が米の極東軍事戦略に単純に従属的にくみこまれていくという事実ではなく、日本の軍事力がアジア地域に対して一定の現実的力として、米帝と協力し合いな



がらも、日本のアジアにおける独自の権益とのかねあひにおいて展開されつつあるという事実を示しているのである。だからこそ、日本政府は、「沖繩返還」の見返りとして、綿製品で取り引きし、かつまた、沖繩での米軍の作戦行動に一切支障をきたさない保証を与えたのである。

「沖繩返還交渉」の当初の過程から、これらの問題はすでに明白となっていた。日米共同声明こそは、「沖繩返還」が沖繩人民の利益においてではなく、日米帝の対アジア軍事戦略の利益のためにこそおこなわれるということをおもひからさまに示したものであった。このような日米帝の政策は、一九七三年のこの現在においても何ら変更されることなく、より急ピッチにおし進められている。

このような日米帝の沖繩政策を實際上側面から支えてきたのが、「本土」沖繩の自称「革新」政党に他ならぬ。

かれらは、「平和」憲法の下への「復帰」―「返還」―「異民族支配」からの脱却を運動の主要な旗印とした。かれらは、その「復帰」―「返還」の条件として、「即時無条件全面返還」を唱えたのである。日本の支配階級が、沖繩を極東における軍事的なキーストーンと

「民族的」「国家的」な一体化が、米軍政支配下とは異なる幸福な生活を約束するかのような幻想をバラまきしていることである。

実際、七二年五月十五日の「返還」当日において、これらの小ブル政党は、かれらが条件としてあげた「無条件全面返還」なるものがことごとく無視された中で、「返還」それ自身はよるこぼしいことであると憶面もなく述べたのであった。そして、現在にあっては、闘いからの全面的召還をきめこんでいるのである。

また、サ条約第三条破棄・米民政府制度の撤廃を掲げていた革マル派は、「返還」によって、日米両支配階級の手によつて、サ条約第三条の無効が宣せられ、米民政府が廃止された現在、沖繩問題は反安保、反基地闘争の一環なる主張をおこさない、沖繩人民の闘いを安保、基地問題のワク内におし込めている。

中核派は、五・一五「返還」をベテンの返還とし、真の「返還」を対置するという根本的誤りをおかしたのであるが、現在のにも依然として「返還」―「復帰」のワク内から出ることができず、「奪還」闘争の永続化する小ブル的主張をくり返している。中核派は、沖繩人民があたかも戦後一貫して「本土復帰」を要求し

し、それを更に強化することにおいて「返還」を考えられている中で、それらの小ブル政党は、「返還」ということと、キーストーンとしてさらに打ち固めるということとを分離し、「返還」はそれ自身として賛成、キーストーンとすることには反対という態度をとったのであった。

かれらの「返還」運動の主要な旗印であった「平和」憲法の下への「復帰」―「返還」、異民族支配からの脱却の内容は、沖繩人民はそれによって利益となるというものである。「平和」憲法の庇護の下に入ることでそれ自身が沖繩人民にとって利益であるというものである。

主張の偽善性、デタラメ、ベテニ性は、次の点にある。現に日本の支配階級による軍事力強化、侵略のための諸作動、国内人民抑圧が他ならぬこの「平和」憲法の名において遂行されていることをおおいかくし、労働者人民の闘いの擁護者としてあたかも現行憲法が存在しているかのような幻想をバラまいていることである。また、資本家階級の支配が国家的、民族的利益の名において、米帝との協調、対アジアの軍事戦略が遂行されていること、このことを徹底的におおいかくし、

てきたかのようなデタラメを基礎に、実際には「復帰」運動の主要な担い手であった社大党、人民党の主張を支える役割を果し、さらにそのデタラメな「沖繩人民の民族的欲求」なる主張を基礎に、その「欲求」―「エネルギー」を日本革命に利用するというエネルギー利用なる小ブル的路線に未だに固執している。

「返還の粉砕」を唱えた諸君もまた大いに混乱している。かれらは、沖繩問題を日帝の対外政策の批判というワクでしかとらえきれず、したがって、「本土」沖繩人民の革命的団結の内容をすつぽり欠落させてきた。

一方では、自決権擁護が叫ばれ沖繩問題を民族問題に単絡させたり、はたまたML・第四インターの如く自決権と自治権を同一レベルに並べて主張したり、混乱を重ねた。他方では、沖繩での党派の組織を県委員会としてたり、かと思えば、全く別個の組織として分離させてみたり、組織的にも大いに混乱したのであった。この混乱は現在のにも組織の分解、消滅をとまないうつ依然として進行しているのである。

わが委員会は、沖繩の「施政権返還」なるものが他ならぬ米支配階級の下から日本支配階級の下への沖繩支配権の移行に他ならないこと、この移行を現実化さ

せているものこそ、日米の対アジア軍事戦略における利害の一致に他ならないことを一貫して明らかにしてきた。そしてわが委員会は、「平和」憲法の下への「復帰」―「返還」あるいは「異民族支配」からの脱却なるものにもとづいて形成されている「復帰幻想」を打破しそしてかかる幻想に支えられて論議されている「返還」のあり方をめぐるあれこれの論議とその反動性、小ブル性と最大限闘いつつ、「本土」沖縄人民が闘いとるべき課題を一点のくもりもなく提起してきた。それは、現におし進められて日米両支配階級の利益のための「沖縄返還交渉」を紛碎し、沖縄人民を現に支配し抑圧している米軍政支配の転覆、沖縄人民への米軍政支配に代る苛酷な支配をもくろみ、「本土」人民を支配抑圧している日本資本家階級の転覆をかちとるということである。そして「本土」沖縄プロレタリアートの共通の課題であるプロレタリア独裁を共同の闘いによって実現するということである。

わが委員会はかかる課題をまさしく自らの任務として明確に掲げ、闘いぬいてきた。そして多くの「本土」沖縄人民をかかえる任務の下に組織し、その支配を根底的にくつがえす現実的力を着々とつちかつてきたのである。

## 二、日本支配階級の沖縄政策

現在日本支配階級の沖縄政策は次の二点を基本的に支えるものとして存在している。

第一に、極東米軍の軍事作戦能力を、その能力の低下をもたらすことなく、維持していくことに最大限協力することである。

アメリカ帝国主義がベトナムで敗退し、更にカンボジアで反革命介入の限界が露呈しつつも、なおかつアジアの各地域への侵略の野望をすてていないなかで、このことはますますはつきりしてきている。

第二に、自衛隊が沖縄に駐留する米軍の安全を内と外において保障し、米軍と共同でアジア人民の闘いを抑圧、圧殺すること、沖縄周辺海空の警戒の名の下に釣魚台の領土化、中国などアジア諸国を軍事的に威圧すること、また東南アジアと日本を結ぶ輸送路の安全、日本の権益擁護の名の下に対アジア侵略をおし進めることである。

日本支配階級の沖縄政策は、軍事的にだけでなく、政治的、経済的に多面的に遂行されている。だがしかし、その種々の施策をつらぬくものこそ、先にあげた

二点の内容に他ならない。

具体的に政策をとりあげてみよう。

第一に日本の支配階級が手をつけたのは、とりもなおさず、自衛隊の沖縄派兵である。この派兵は「久保川カーチス協定」にもとづいておこなわれた。「返還協定」調印後から開始され、「返還後」一年をメドとするこの派兵は、日本支配階級の沖縄政策の性格をあらからさまに示したものに他ならない。沖縄人民の全島あげた反対の中で闇にまぎれて、それも船ではなく、空輸という手段でおこなわれた派兵は、自ら沖縄人民への敵対者であることを暴露したものに他ならない。

第二に手をつけたのは、米軍基地用地のひきつづく維持確保ということであった。公用地暫定使用法をもつてする軍用地の確保は、「本土」での土地収用の方法とは異なるより強権的な内実をもつものである。一方的に五年間の使用を保証するこの法律は、沖縄の全米軍基地の維持を可能とさせ、自衛隊への使用権の移行をも可能とさせるものである。

第三に手をつけたのは、海洋博を一つの柱とする沖縄開発である。

海洋博は、その開催計画において、陸での基幹道路網の建設、海では「海底調査」がもくろまれている。

これらは、軍用道路の整備強化、また釣魚台―東シナ海の石油資源の探査、海底軍用地図の作成と密接に結合している。

第四には、これら第一―第三の沖縄を軍事拠点として更に強化しようとする方策を支えつつ日本の独占資本の利益を保障しようとする施策である。

沖縄の経済は、五・一五「返還」後ただちに、日本の経済圏にたき込まれた。何らの規制もなしに無制限に大量に流入した「本土」商品の洪水、「本土」資本の下への弱小資本の系列化の進行は、とてつもない物価騰貴、零細企業の破産、農漁業の没落をただちにひきおこした。「本土」商社、不動産企業は、安い沖縄の土地を一挙に買占め、利ザヤをかせぎまくっている。観光開発の名の下におこなわれている土地の大量買占めは、海洋博計画によってさらに加速されている。海洋博開催地近辺の本部、名護、今帰仁では三〇パーセント近くがすでに買占められたといわれる。しかもその買占めの多くは地元の人々をデタラメな開発構想でごまかし、あたかも地元の利益につながるかのような甘言をもつておこなわれているのだ。

他方では、沖縄の農業を主に支え沖縄農民の生活の糧であるサトウキビ耕作に対しては、何らの保護措

置もとられていない。去る六月末、那覇市で開かれた全沖縄のキビ耕作農民一万人集会による生産者価格引上げ要求決議は、翌日政府によって全面拒否の回答がなされるといふ事態にある。かかる中で離農が加速度的に進行しているのである。

日本政府は、「本土」独占資本による沖縄経済支配を容認し、沖縄人民の要求をふみにじることによって、この上なく「本土」独占資本の利益に奉仕しているのである。

それだけでなく、海洋博にともなう沖縄開発資金を大量に投入し、一方で建設ブームをまねき、インフレを促進させ、他方で「本土」出身官僚を県、公社、公団に送り込み、政府の沖縄政策貫徹のための足がためとしていっているのである。

またかかる中で、沖縄人民がつかつてきた文化的遺産、芸術は破壊され、沖縄の歴史を知る上で貴重な史跡も土木機械で掘りかえされつつある。

加えて、日本政府は、教育の統制を強めている。その顕著な例は教育委員の任命制への切りかえと沖縄大学への攻撃である。沖縄人民が米軍政支配の下で、闘いつつてきた教育委員の公選制は地域住民の闘いと利益と固く結合した教育を保証するものとしての意義を

もっていた。政府は、公選された委員の任期が切れると同時に任命制に切りかえらるという攻撃を加えているのである。また沖縄大学は沖縄に戦前全く高等教育機関が許されない中で戦後、米軍政支配下で設立された初めての私立大学である。政府は、「本土」での設置基準にみたない」として、廃校か国際大学との統合かを迫っているのである。

以上、概括的にみてきた日本支配階級の沖縄政策は、沖縄人民の意志をふみにじり、その利益をおびやかす、抑圧と収奪の犠牲に甘んじることが強制するものである。

これら支配階級の沖縄政策に徹底対決していくことが問われている。

### 三、沖縄人民のおかれている位置

沖縄の経済は、膨大な基地の存在をぬきにして考えることはできない。現在、自衛隊派兵と米軍基地維持強化によって、その傾向はさらに強められている。

沖縄の階級構成は、以上の事実に基づいて規制されている。

組織労働者の中心は、全軍労などの基地労働者と公

務員労働者である。富農、大資本家は実際上存在せず、

米軍用地などとして土地を賃貸している一部の地主層を除けば、あとほとんが二、三男を「本土」に送り出すか、サービスマン、建設業に働きに出ている貧農である。現在では、「開発ブーム」に乗って、建設業で働く労働者が漸増しつつある。

沖縄人民は、戦前は日帝の下で植民地的ともいえる収奪をうけ、戦後は米帝の軍政支配の下で苛酷な政治支配と劣悪な条件下での生活を強いられてきた。沖縄での資本主義経済の発展は戦前は、「本土」資本による強収奪、戦後は米軍政支配と全島基地化によって畸形的な形をたどつてきたのである。

既に見た「復帰」後一年の事態は、行政上一つの県としての体裁をとりつつも、しかしながら他県とは比較にならない苛酷な抑圧・支配・収奪を沖縄人民はこらむっていることを示しているのである。

軍事拠点として維持強化するために特例法をもつて、「本土」とは異なった抑圧を強いつつ、だが沖縄人民が米軍政支配下で自ら闘いつつてきた諸権利を「本土」並みにするといふ口実をもつて、政府はことごとく奪い去っているのだ。

公務員労働者の争議権しかり。教育委員の公選制し

かり。全軍労労働者の直接交渉制しかりである。

このような日本支配階級の沖縄支配の中に、われわれは戦前戦後一貫して変わることのない一つの姿をみとることができる。

それは、沖縄人民の意志を一貫して無視して沖縄の処遇を決定してきたということである。

一六〇九年の島津の琉球支配から一八七二年の明治政府による琉球藩の設置（「本土」の薩藩置県の翌年）そして、一八七九年の琉球藩の廃止と県令の任命に至る過程は、武力による琉球国の征服、武力によるどう喝支配の過程であった。一六〇九年の島津藩による攻撃は三千の兵と百隻の軍船をもつておこなわれ、一八七九年の琉球処分は、警察官一六〇名、歩兵大隊約四〇〇をもつておこなわれた。

このようにして、明治政府によって強権的に日本の領土としてくみこまれた沖縄は、しかしながら第二次帝国主義戦争での日帝の敗北の過程にあつては「本土防衛」の矢面に立たされ、全島民の四割が死亡するといふ（日本軍に虐殺された人々を含め）苛酷な犠牲を強いられ、更に米軍の占領下で、更に日本からの分離と全島基地化を強いられてきたのである。

日共は、明治政府による一八七九年の琉球処分（こ

の言葉自身明治政府が使用したものである)を進歩的  
とみなしている。

日共の御用学者、新里恵二は次のように述べている。  
「琉球処分が沖縄の資本主義経済圏への組み込みと  
近代国民国家への統合をもたらしたことは、その後の  
歴史的進歩の礎石をすえたことで、歴史的に高く評価  
されるべきことだと思えます。」(『沖縄を考える』P  
222)

琉球処分は「明治維新」から十年後におこなわれ、  
かつ「日清」戦争から十五年前におこなわれている。  
日本の「明治維新」による近代国家形成とその後の急  
速な対外膨張の過程の中で、琉球処分はふまえねばな  
らない。第一に琉球処分は、琉球国の支配階級との自  
発的合意による国学的統合ではなかったこと、第二に  
処分に際しては清国との領土問題として一貫して処理  
されたこと、第三に、清国との交渉において、宮古、  
八重山を清国に割譲し、本島以北を日本の領土とする  
という「琉球処分条約」の締結を提案したという歴史  
的事実が存在すること(『沖縄県史』第十五巻に詳し  
く)である。

この「琉球処分条約」は宮古、八重山の割譲をもつ  
て、清国に最恵国待遇をせまるというものである。

ある。

そして現在、一九七二年の沖縄「返還」は、極東米  
軍の軍事情報の再編強化と日帝のそれへの協力を通し  
た対外進出のステップとしておこなわれたものに他な  
らないのである。

沖縄人民は、「返還」に際して日本政府が米ととり  
決めた「返還協定」に明確に反対の意を表明した。だ  
が日本政府は、その意を完全に無視し、「戦争で失っ  
た領土を話し合いで取り戻した」ことの意義を自賛し  
つつ、「返還」を強行したのである。

沖縄人民は、国家的には、再び日本国籍を持つ存在  
となった。だが、沖縄の人々は自ら「日本人」と名  
るに当って一つの異和感を持ち、富村氏に示されるよ  
うに、自らを「沖縄人」とも称している。

これは、九州人とか、北海道人とかいう表現とは相  
対的に異なる意味をもっている。九州人とか北海道人  
とかいう場合には、他県の人々との区別において使用  
されるのに対して、「沖縄人」なる表現は、「ヤマト  
ンチュー」に対する「ウチナンチュー」として、すな  
わち日本という総体への対置として使用されるのであ  
る。

この事実、一方では明治政府の支配以降、支配階

清国は、日本帰属に不服を唱えている琉球国の支配  
階級をみて、手前勝手に琉球を日本の領土とした条約  
であり、最恵国待遇をせまるとする不平等条約であること  
をもって拒否した。

明治政府は、一八八〇年から米英との不平等条約の  
改訂交渉を開始しているが、他方では一八七六年に「  
日朝修好条規」を結び、今また「琉球処分条約」を一  
八八一年に結ぼうとし、ともに朝鮮、中国への植民地  
的進出の足がかりをつくらんとしていたのである。

日共が琉球処分を進歩的とみなす主張は、このよう  
な日本支配階級の対外政策を擁護するものである。日  
本における近代国家の形成は、諸列強アジア進出の中  
で、その後急速に帝国主義化をたどるのであり、琉  
球処分も近代国家としての国境画定という意味と同時  
に中国に対する不平等条約の強制という二重の意味を  
もつものであり、日共の主張は、明治政府の対外政策  
の帝国主義的側面を美化するものに他ならない。

一九五一年のサンフランシスコ条約の締結と沖縄の  
米軍支配の承認は、沖縄を犠牲に「本土」の占領支配  
の終焉をはかるうとするものに他ならず、加えて米帝  
の極東反革命軍事情報のカナメとして沖縄の全島基地  
化を積極的に容認していくものに他ならなかった。

級は一貫して国民的統合をおし進めつつ、兵役・納税  
・教育の義務をおしつけ、他方で「本土」人民と異な  
る苛酷な支配と収奪関係を維持し、社会的にも差別を  
増長させてきたこと、また沖縄人民が「本土」との結  
合を求め、差別の根絶を求めたとしても常に裏切られ、  
苛酷な支配に甘んずるということを強制されてきたと  
いうことの歴史性の表現に他ならない。

七二年「返還」後の事態は、日本政府のみならず日  
本独占資本による米軍政支配下の生活と変ることとな  
り、否むしろ苛酷な生活を強いるものとして進行して  
いる。

以上の歴史的、現在のな沖縄の現状をふまえた上で、  
革命的プロレタリア人民は、自らの闘いの方向を明確  
にする必要がある。

#### 四

「本土」沖縄プロレタリアートの  
共通の当面する政治課題としての  
日本資本家階級の支配の転覆とプ  
ロレタリア独裁の樹立

現在、沖縄人民を支配しているのは、日本の資本家  
階級である。

現在、沖縄の労働者人民の敵対者となっているのは、日本の資本家階級と日本の国家権力及び米軍である。その意味でまさしく現在の「本土」人民とともに沖縄人民は、日本の資本家階級の支配を転覆し、プロレタリア独裁を樹立するという任務をもっている。

だが、かかる任務をもっているということは、沖縄人民の闘いが「本土」人民のこれまでの闘いの一環にくみ込まなければならないという事を決して意味しない。否むしろ、現在の沖縄人民の主体的闘いこそが問われている。依然として全島基地化が温存強化され、かつまた自衛隊派兵によってそれが加速され、沖縄「開発」や「本土」資本の流入によって収奪がこれまでになく強化されている中で、それらを根底から粉碎する沖縄人民自身の主体的闘いこそが問われているのである。

日本資本家階級の支配の転覆とプロレタリア独裁の樹立という課題は、沖縄人民の主体的な闘いを基礎に「本土」沖縄人民の連帯した闘いによってのみ可能である。

沖縄に膨大な基地をかまえている米軍は、アジア人民に対する敵対者であるだけでなく、「本土」沖縄人民に敵対する日本の支配階級の直接のうしろだてである。

る。日本での革命において、米軍の解体一掃は不可決の課題である。

わが委員会は、以上の確認の上に立って、さらに以下の態度を明らかにすることが必要と考える。

それは、沖縄人民が「本土」からの分離と結合を自らの自由意志にもとづいて決定することを承認し、沖縄人民に対し強制にもとづいて分離と結合をはかる一切の策動に反対するということである。

七二年「返還」は沖縄人民の意志を完全にふみにじて強行された。わが委員会は、かかる「返還」を現行的においても糾弾するとともに、将来においても沖縄人民の意志をふみにじて強行せんとする一切の分離と結合を反対するものである。

わが委員会は、「本土」沖縄人民が共通の任務である日本の資本家階級の支配の転覆、プロレタリア独裁樹立を共に実現する上で、かかる態度を堅持することが不可決であると考ええる。なぜなら、プロレタリア独裁の樹立は、強制にもとづく同一国家の形成と相容れないものだからである。まさしくわが委員会は、「本土」沖縄人民が共にプロレタリア独裁を担うためにこそ、沖縄人民の分離と結合の自由を承認するのである。だが、かかる態度をとることは沖縄人民の闘いに無

関心でいることと同一ではない。

わが委員会は、沖縄人民の「本土」の資本家階級とそのとりまき連中の抑圧、収奪に対決する闘いを断固として支持する。だが、プロレタリアートの利益を担うと称する党派が「反ヤマト」をふりかざして、「本土」沖縄人民の団結を破壊せんとする一切の傾向に反対するのである。

また逆に、沖縄人民の闘いは、「本土」人民の闘いの一環をなすものでなければならぬとし、沖縄人民の主体的な闘いに水をさす一切の傾向に反対する。わが委員会は「本土」沖縄の労働者人民が種々の大衆組

## 日本支配階級の沖縄政策に徹底対決せよ！

昨年五月十五日、沖縄の労働者人民の全島あげた反対の闘いをふみにじて、日本の資本家階級が沖縄の支配権（「施政権」）を掌中にしてから、一年を経過した。

織において連帯関係をうちたてるだけでなく、「本土」人民と沖縄人民の利益が正しく主張される限りにおいて、単一の組織を形成していくことに賛成である。それは、支配階級に対する攻撃力を強めるであろうし、「本土」沖縄人民の団結をより強固に促進させるであろう。だが、「本土」人民の利益において沖縄人民の利益が無視されるならば、単一の組織形成は決して力となるものではない。

わが委員会は、以上の立場をもつてさらに革命的に闘いを抜いていくであろう。

日本の政府、支配階級は、沖縄の行政機構を一つの地方行政機構として、日本の支配機構にくみ込む一方、矢つぎばやに、沖縄の労働者人民に対する抑圧、収奪と弾圧、搾取の攻撃を、この一年間かけてきた。なか

でもきわだつた攻撃としてあるのが、沖縄への自衛隊派兵であり、軍事基地など確保のための土地収用であり、円への通貨切りかえにともなう物価騰貴と「本土」独占資本進出による生活破壊である。

沖縄の米軍基地は「沖縄返還」後もますます強化されているだけでなく、自衛隊の沖縄派兵と結合して、沖縄の米軍基地は以前にも増した東アジアにおける一大軍事拠点と化しつつある。

沖縄返還協定に反対し、決起した沖縄の労働者人民は、「返還」後も、自衛隊派兵阻止、土地取りあげ粉砕の広範な闘いを起している。また全軍労労働者の基地再編合理化に対決する闘いに決起している。

現在日本の資本家ども、政府は「豊かな県づくり」「沖縄の明るい未来」などと称して、「開発」の名の下に沖縄の働く人民の生活環境を破壊し、「公害」害をまきちらし、農業をおしつぶし、労働者を低賃金のくびきの下でこきつかい、沖縄の労働者人民の生活をますます圧迫している。

日本の支配階級は「本土」との往来でパスポートが不用になったとか、郵便、電話料が「本土並み」になったとかいう欺瞞的言辭をはいは、沖縄人民への搾取・収奪・抑圧の現実をおおいかくしているもの

団は、侵略の先頭を切る前線部隊に他ならず、日夜、上陸訓練をおこなっている。

さらに、第七心理作戦部隊は、謀略用のベトナム語の六種類のピラを浦添市の牧港陸軍施設内にある印刷工場で印刷していたことが暴露されている。

ことに重要視しておかねばならないのは、沖縄米軍基地が通信・情報基地として日、韓、台の結節点をなす重要な役割を担いつつあることである。中心をなしているのは、瑞慶覧の陸軍戦略通信兵団沖縄通信隊とその中継基地としての八重岳通信である。これらの通信基地は、「本土」の各米軍基地と連絡し、さらに韓国、台湾の米軍基地と結合している。

また戦車で虐殺された安富祖さん、米兵に虐殺された栄野川さんのような犠牲が次々とおきている。

日本政府は、これらの米軍基地の基地機能の強化に協力すべく「返還」に際しては「沖縄公用地暫定使用法」をもつて継続使用を保証したのである。沖縄では一方的に五年間の使用を認め、多大な犠牲を沖縄人民に強いているのだ。さらにこの暫定使用法は土地の地主の「特定」ができないときには、さらに五年間の延長も認められるしるものなのである。つまりなによりも優先させて米軍基地を維持しようというわけなのである。

である。

すべての革命的労働者人民は、沖縄の働く人民への搾取、収奪、抑圧を行なう日本支配階級や米軍との対決を深め、それを粉砕し一掃するために闘わねばならぬ。

### 強化される米軍基地の実態

沖縄の米軍基地は、米帝の対アジア戦略のカナメとして、日本支配階級の協力の下に質的強化をはかっている。

ベトナムからの「撤兵」を前後して、沖縄の米軍基地は、訓練、発進、補給基地として、さらには太平洋全域にわたる通信・情報基地として強化されているのである。

グアム島の基地、フィリッピンのクラーク基地、そしてミクロネシアに建設予定の基地とならんで沖縄の米軍基地はアジア・太平洋地域の最前線基地とすることを米国防省は明らかにしている。

沖縄に駐在する第三海兵水陸兩用部隊、第十八戦術戦闘航空団などは、核攻撃能力をもち、核による戦闘訓練をうけた緊急出撃部隊である。

またキャンプコートニーに司令部をもつ第三海兵師

ある。

加えて、この米軍基地の継続土地使用は、米軍基地の使用権が「返還」されたときに自衛隊がただちに使用する道をも用意するものとして策謀されているのである。

### 自衛隊派兵の反人民性

「久保カーチス協定」にもとづく自衛隊沖縄派兵は、米軍と自衛隊の密接な連携を担うものとして、沖縄人民の反対の意志表示を無視し、強行されている。

「返還」後一年あまりたった現在までに、陸上一八〇〇人、海上六五〇人、航空三一〇〇人が派兵された。

日本政府は、これらの部隊は「沖縄を守るため」に送るのだという。沖縄には二億八千七百万平方メートルの広大な米軍基地が存在する。これは「本土」の米軍基地面積の総計を上まわり、その密度は「本土」の二八〇倍である。そして沖縄の耕地可能面積の大部分をおおいつくしている。自衛隊をそこに送り込み、米軍と連携した体制をつくろうとしているのである。沖縄の農民の生活の糧であった土地を奪いとり、さらに基地を拡大することを狙い、沖縄人民の反対を押し切って派兵し、「沖縄を守る」のだというのである。

派兵部隊をみれば明白なごとく航空自衛隊が圧倒的に多数を占めている。この事實は、釣魚台などの島を防空識別圏にくみ入れ、米、韓、台との密接な連携体制をとっていることからはつきりしているように、沖縄人民に対する抑圧とともに、対アジアの出撃基地としようとしていることを明白に示しているのだ。まさしく、派兵の目的は、日本帝国主義の侵略とアジアでの帝国主義的権益の擁護、アジア人民の解放闘争への抑圧、圧殺に、さらに何よりも沖縄人民に対する支配と抑圧にこそあるということ暴露しているのである。

自衛隊派兵において、隊員には、全島あげた反対運動を隠蔽し、あたかも沖縄の労働者人民の利益のために出かけるかのごとく装い、米軍基地の下で苦吟する沖縄の現実をおおいかくし、旧日本軍による沖縄人民の虐殺の事実をおおいかくし、沖縄への派兵を政府、支配階級は必死となつて強行している。

### 日本独占資本の沖縄「開発」

現在、沖縄では、未曾有の土地買占めが、日本の独占資本の手によつておこなわれている。

七二年一月まででも、沖縄の総面積の四・三パーセントが独占資本などの買占め済みといわれる。その

中で農耕地は八重山の三九パーセントをはじめとして、本部、今帰仁、名護三市で三〇パーセントが買占められている。この買占めにより小作農が耕地を失い、流浪化せざるをえないだろう事態をも生み出しているのである。

石油産業やアルミ産業などの公害企業を大挙に進出せしめ、観光開発と称して土地の買いあさり、生活環境の破壊をおし進めているのである。こうした事態は、陸だけでなく、沖縄海洋博を軸に、海においても促進されている。「ロマンと科学の粋を集める海洋博」なる宣伝文句の下に、海洋開発で望ましい未来を「などと称し、「沖縄改造」を狙っている。海洋博をきっかけに「海底資源調査」を狙っている。これは、釣魚台から東シナ海全域に至る石油資源の検査を狙い、併せて軍事用にも利用しうる海底地図の作成をも狙ったものなのである。また海洋博に関連した「平和産業」の振興なるものは、原子力発電、電波、交通網（基幹道路網が中心）、航空、港湾の多岐にわたっており、それらすべてが軍事的に転用しうる技術的可能性をもっているのである。

このように沖縄開発は、軍事目的との結合でおし進められているというだけでなく、その開発計画のすべ

てが「本土」から派遣された官僚どもの手によつて、

日本の独占資本の利益のためにおこなわれているのである。沖縄の人民には、公害に汚された漁場、産業廃棄物にかこまれた生活環境がもたらされるのである。

世論調査（沖縄タイムス）でも、特に海洋博については、「期待する」三九パーセントに対して、「期待しな」が四六パーセントを占め、開催の中止を要求する人は二三パーセントにも達しているのである。

### 教育の統制

さらに沖縄において教育の国家統制が強化されている。地方公務員法、教育二法が「復帰」に伴い適用され、教育委員の公選制を任命制に切りかえることが決定されている。かかる中で、沖縄大学廃校処分の攻撃が強行されているのである。

戦前において、沖縄には大学はもちろん高専の一つさえも設置することを許されなかった中で、設立された沖縄初の私立大学が沖縄大学である。日本政府は「復帰」に先立つ一九七一年以降、沖縄復帰対策要綱にもとづき「本土並みの水準をもたず、大学として認めしえない」として国際大学と統合するか廃校するかを二者択一を迫り、廃校するか政府の意の下の大学とし

て統合されるかをつきつけてきたのである。

現在では、日本政府は一九七三年以降の新入生募集を禁止する旨の政令を公布し、事実上の廃校を策しているのである。

この攻撃は、沖縄の教育を政府の手によつて統制しようとするものであり、沖縄に対する政府の教育政策の性格を明確にさし示しているのである。

以上、簡単にではあるがみてきた日本政府の沖縄政策の内実は、徹底的に沖縄人民の意志を無視し、利益に反したものであり、全く反人民的なものである。

このような沖縄の現実をふまえて断固たる闘いが問われている。

すべての労働者人民は、闘いの課題において、以下を決定的に重視し、日本政府の抑圧、支配を粉砕すべく決起することが必要である。

### 闘いの課題

第一の課題は、日本の帝国主義者が必死になつて遂行している自衛隊の沖縄派兵と対決することである。

この自衛隊の派兵は、沖縄でますます強化されつつある米軍とともに侵略と反革命のトリデとして沖縄をうち固め、また沖縄人民への支配と抑圧を強化しようとし

する反動的なものであり、そのために沖縄の人民に協力を強制し、侵略と反革命の先兵たらしめようとするものにほかならない。

第二の課題は、米軍、自衛隊基地に対する闘争を強め、基地の撤去、米軍・自衛隊の解体のために闘うことである。嘉手納基地からのB52の発着、知花の核貯蔵、相模原補給廠の強化、横須賀のミッドウェー母港化との闘いを強める中で、兵士工作をおこない、施設への闘争をおし進めることである。

第三の課題は、全軍労働者との連帯を強化し、その闘いを支持支援し、米軍基地の再編強化粉碎の闘いを強めるとともに、日本政府と結託した米軍の強権的弾圧、組織破壊と闘う全軍労働者と共に日本政府、米軍当局に対する闘いを永続的に強化拡大させていくことである。

第四の課題は、日本政府、独占資本による「豊かな果づくり」の名の下におし進められている新全総計画の沖縄での実施、「本土」独占資本進出による企業の倒産や系列化に伴う労働者への首切り、合理化攻撃と連帯し、闘う沖縄人民と闘うことである。

第五の課題は、沖縄国体の開催、そしてその準備過程にもみられた天皇訪沖の策動に示される天皇制イデ

オロギーの下への沖縄人民の組織化、沖大廃校政策にみられる教育の反人民的統制侵略と反革命のための排外主義イデオロギーの下への沖縄人民のくみこみの攻撃と闘うことである。沖縄人民は旧日本軍（「友軍」）に虐殺され、「本土」防衛のためのタテとされ、また侵略軍へも強制徴兵され他民族抑圧の先兵とされてきた。富村順一氏の天皇糾弾、「日本人よ、君たちは沖縄の事に口を出すな」の叫びはこれまでの沖縄人民への日帝の抑圧差別と米軍支配に対する徹底した糾弾の叫びなのである。

第六の課題は、日帝の釣魚台領有策動に反対して闘うことである。この略奪は、「日清」戦争による帝国主義的領土拡張を合理化し、侵略の第一歩を現在のにふみ出すことである。社会党、日共のように「日本の領土」であると語ったり革マルのように沈黙を守り、結果としてそれを承認する者を糾弾し、中国人民と連帯して闘うことである。

これらの課題において、日本支配階級と対決し、闘いの断固なる強化拡大をかちとれ。

### 労働者への反動的攻撃を強める自民党の目論見

## 選挙制度の改訂を粉碎しよう

政府、自民党は、小選挙区制導入を含む選挙制度の改編の方針を決め、法案の作成を進めている。

政府・自治省案、自民党案などいくつかの腹案が考えられているが、そのひとつである自民党の選挙制度改革案の内容は、次の四つの点が主要点である。

(1)衆議院を現行の中選挙区制から小選挙区比例代表併立制に変更すること。小選挙区、比例代表の比率を六対四にし、比例代表制は都道府県単位の選挙区とし、小選挙区の一票を比例代表の政党票とすること。(2)参議院の全国区を非拘束名簿式比例代表制とすること。(各政党候補者が獲得した得票総数をその政党の得票総数とみなし、議席を比例配分する)、地

方区の区割りも現行通りで、定数をふやすこと。

(3)政治資金については、政党への寄付を無制限とし、政党以外の政治団体、個人への寄付をそれぞれ年間百万円、五十万円までに制限し、一定額以上の寄付の公開を義務づけること。

(4)選挙運動については、事前運動の禁止制限を廃止し、選挙運動のためのラジオ、新聞、雑誌広告の利用、立札、看板の掲示の禁止、選挙期間中のポスター、立札、ビラ、パンフレット、はがきなどの枚数、種類の制限などを設けること。

このような選挙制度改革の狙いは、①直接的には社会、共産、公明、民社の各党の国会への進出の条件を狭げ、衆議院での自民党の絶対多数を確保すること、②参議院における自民党議席の過半数以下への転落を



くいとめること、③政治資金規制のポーズを示すこと、④買収や饗応をしやすくし、ピラ、パンフ等を制限すること、などにある。

自民党案の「小選挙区比例代表併立制」といわれるものによると、昨年の総選挙得票状況を例としてみるならば、自民党が四四・四％の得票率で約八〇％の議席を占拠することになる。この案が実施された場合、小選挙区では自民党は圧倒的に有利で、社、共、公、民には不利となる。小選挙区の立候補者の得票を政党別に総計してわりふる比例代表制の下では、いわゆる統一戦線のもとに立候補する無所属候補などは、全く得票として考慮されなくなるため当選はおろか立候補もできなくなる。

参議院全国区の非拘束名簿式比例代表だと、名簿をそろえ、かつ人気候補の多い党派に有利となる。すなわち、自民党の両院における圧倒的多数獲得をねらったものである。

ブルジョアジーと自民党は、参院での自民党議席の過半数以下への転落、衆院での後退による政治的不安定状況への突入を非常に恐れている。彼らは、国会から社、共、公、民などを排除し、何としても自民党単独政権を維持することを狙っているのである。

いる社、公、共などをおいおとし大独占、金融資本に直接的に奉仕する自民党の単独政権を維持することを意味する。自民党が国会で過半数を失い、政治的不安定に陥ることを回避し、現在過半数の支持をさえていない自民党が、圧倒的議席を占拠し、対外膨張、軍事力強化、政治的抑圧の強化をはかり、インフレ、公害などの労働者の生活環境の破壊の元凶である独占資本のための政治を行う条件を保障するものである。

わが委員会は、自民党が、小選挙区制をもって、大独占の忠実な代弁者として、より侵略的・抑圧的な独占奉仕の政治をおし進め、支配と抑圧を強め（自民党の党是となつている「憲法改正」も行うと考えられる）ような反動的方策を容認することはできない。

労働者の利益を守り、労働者の状態を改善するための労働者の闘いに連帯することは、プロレタリア解放のために闘うわが委員会の義務である。

だが、ブルジョア議會を美化し、ブルジョア国家の権力機構の担い手になることよって改革をなすという社共の「政権構想」と断じて連帯してはならない。社共構想であるブルジョア議會の土俵の上での政権によつては、階級対立と階級抑圧をなくすことはできず、独占に対する小ブルと一部労働者のささやかな改

このことは、「与野党の差がちまれば、選挙制度の改革はむずかしくなる」（田中）、「参院で過半数を割つたならば、選挙法改正は永久にできない」（松野）と危機感を吐露していること、また「区割り」においても、自民党がこれまで強い区域では一人区制、敗ける可能性のあるところでは、三人区を作る等々と言っていることをみても明らかである。

## 二

プロレタリアートは、日本の国会などブルジョア議會を美化し、擁護するためでなく、その内実をあばき出し、プロレタリアートの独自の隊列を強めねばならない。

だが、ブルジョア議會に労働者が進出し、資本の搾取や収奪を規制し、労働者の資本家と区別された階級の利益を少しでも防衛する活動は重要である。自民党などはプロレタリアートなど働く人民のために闘う議員をも排除しようとする試みであるが、このことよつてブルジョア議會のブルジョア独裁性をも告発する一つのテコにもしなければならぬ。

第一に、自民党の小選挙区制導入等の選挙制度再編は、小ブル的なやり方とはいえ「反独占」をかかげて

良要求をつきつけるにすぎないだけでなく、ブルジョアの番犬、警察と軍隊の暴力的弾圧によつて常に要求さえ最小限のものにきり上げられるのである。

賃金奴隷制を廃絶し、階級対立をなくすためには、ブルジョア国家を粉碎し、プロレタリアートの独裁権力におきかえ、社会を根底的に改造しなければならぬ。このことを否定し、もっぱら小ブルジョア的な民主主義者としてふるまっている部分と労働者人民はきっぱりと手を切らなければならない。

第二に、政府・自民党の目論見は現在の政党の勢力にあつては、直接的効果としては社、共、公、民などの、議席数の減少をねらつたものであるが、それにとどまらず、衆、参いづれにしても、革命的プロレタリアートが、ブルジョア議會一国会に、革命的代表を送りこみ、議會を政治暴露と宣伝煽動のための演壇として利用することを抑圧し、資本家どもの利益を擁護しようとするものであり、労働者の代表がそこでも労働者と被抑圧人民の利益を擁護して闘おうとする場合その条件を狭げめるものである。

しかも、自民党は「政党法」などによつて、独占資本の利益を擁護しない政治党派の非合法化すら考えている。

わが委員会は、「議会主義（代議議会への参加）を、プロレタリアートを啓蒙し教育して自主的な階級政党に組織する一手段、労働者の解放をめざす政治闘争の一手段とみなしている」（社会民主党と選挙協定）というレーニンの立場をうけつづぐものである。

だが、社共の如く、議会での多数の獲得による「民主的政府の適法的樹立」なるものによって、プロレタリア革命、プロレタリア独裁の樹立と社会革命が可能だということではできない。

労働者など働く人民は、ブルジョア国家を粉碎し立法と執行に共に責任をもつプロレタリアートの武装した行動組織、ロシア革命における「ソヴェト」のよりの組織におきかえ、それに全政治権力を集中し、搾取階級、収奪階級の活動を封じ込め、消滅させることができる。

わが委員会は、日和見主義者、小ブルジョア的な民主主義者である社共と闘い、蜂起の準備をおし進めるものである。国会への参加は、蜂起が直接的に日程にのぼらせることができない政治情況のもとで、とる一つの戦術である。

以上二点とともに、選挙制度の改編が、ピラ、パンフ、集会、ステッカー等の宣伝活動の規制を狙ってお

り、わが委員会は政府自民党の行おうとしているかか選挙制度改編に断固反対するものであり、その粉碎のために闘うことを訴える。

### 三

自民党の選挙制度改「正」構想にたいし、様々な小ブルの反対意見が一せいに出版されはじめている。

「民意をますます反映しなくなる」（朝日新聞社説）  
「民主政治を根底からくつがえすような大きなこと」（民社党）  
「自民党の永久独裁政権を企画する露骨な党略であり、陰謀であります」（社会党）  
「議会制民主主義を破壊する暴挙である」（公明党）等々。

また日本共産党は、「主権在民の原則、議会制民主主義にたいする反動的挑戦」「自民党の一方専制支配の『永久化』」等々と述べ、「小選挙区制の民主的暴挙粉碎のために全民主勢力の決起と国民的共闘」なるものをよびかけている。

こうした選挙制度再編にたいする反対論は、議会制民主主義を守ろうという点で一致している。だが、現在の日本の議会制民主主義は、ブルジョアジーの独裁の統治形態であり、労働者階級の解放のための独裁と社会革命のために役立つものではない。憲法では日本

の「国会は、国権の最高機関」と規定されており、これを日共は完全に美化しているのだが、日本の国会はブルジョアジーの階級支配をおおいかくすイデオロギの葉であり、おしゃべりの場ではなく、よりよい選挙制度など主張することは、ブルジョア議会を美化するものである。

民社、公明党などの主張は小ブルジョア的な小政党の没落の危機感のあらわれであり、社会党、共産党のそれは議会での多数の獲得それによる政権の獲得の道をふさがれることにたいする小ブル的な反発の表現である。

民社党は「かつて、小選挙区制論を主張したが、それは野党再編ができてからということが前提だ」と弁解し、比例代表制に反対で現在は現状維持というセクト的利害むきだしの主張を行なっている。労働貴族、労働代官を基盤とする民社党は、反共、国益、国防、階級融和の労働者党と自民党との二大政党政治を夢みている。しかし労働者人民にはなされている民社党は小選挙区制による没落の危機に直面し、あわてふためているのである。

公明党は、定数は正と政治資金規制を要求し、「都道府県単位の比例代表制が一番よ」と主張している。

公明党のこうした主張は生活基盤をおびやかされている小ブルジョアジーの、独占とその利益に奉仕する自民党政権にたいする抵抗の表現である。彼らは、昨年の総選挙で議席を大幅に失って以来、急速に反自民の方向を強め、メーデーに参加し、また社共、総評などの共同行動に参加することを表明している。公明党はあたかも、労働者の利益を擁護するかのよう語っているが、社共等の小ブル的な日和見主義者たちとの結合であり、これにたいし何らの幻想をもってはならない。

社会党、共産党は久しくブルジョア議会、国会を美化し、「国民連合政府」とか「革新連合政府」とかを作るために小ブルジョア的民主主義者としてふるまっている。こうしたやからが、議会で多数を占めたところで、革命運動の前進にならず、労働者の搾取や収奪の上に成立するブルジョア社会を美化する役割を果たすだけである。

日共は「革新連合政権が樹立される見通しが現実のものとなっていく……事態の進行をくいどめ」などといっているが、こうした方向は、ブルジョア議会の幻想にプロレタリアートをひきいれるものである。

現在、総評傘下の30単産あるいは同盟が公職選挙法

の改訂に反対声明を出して闘っている。しかしこれらの組合の多くが、自らの組合の利益を社会党や共産党、民社党、あるいは、「革新統一戦線」を議会に送り出すことよって体现しようとしている現実にもまえ、労働者階級の産業、地域別をこえた階級の利益、労働者の個人と全体の全ての利益のために、プロレタリア

## 中国とフランスの核実験に対する態度

ートの独裁的権力を樹立する政党を支持することを許して活動することは革命的労働者の重要な任務である。労働者、働く人民は、このような視点からすべての大衆組織で、「公職選挙法改訂反対」の決議をかちとり、この粉碎のための大衆的行動を全力をあげて組織しよう。

1

去る六月、中華人民共和国は核実験を行ったことを発表した。つづけてこの七月に、フランスも太平洋ムルロア環礁で核実験を行った。

中国政府は「中国が必要かつ限度ある核実験を行うのは完全に防衛のためであり、超大国の核独占を打破し、核兵器を最終的に消滅させるためである。中国政

府はいかなる時、いかなる状況のもとにあっても、先に核兵器を使わない。中国人民と政府は……核兵器の全面禁止と完全廃棄の目標のために奮闘する」という見解を明らかにした。

他方、フランス政府は「米ソ二大国の核独占に反対し、国家政治的威信を高め、その安全保障のために行う」と主張している。

核兵器は、アメリカ帝国主義者が、第二次世界大戦中に、大量破壊兵器として開発した。そして、彼らは

日本帝国主義者を無条件降伏に追い込むために、広島、長崎に実際に投下した。つづいてイギリスが核武装にふみきり、ほぼ同時に、ソビエト連邦が、アメリカ、イギリスに対抗し、核兵器の開発、製造をすすめる、アメリカとソ連邦の間で、いわゆる「核軍拡競争」がくりひろげられた。

さらに、資本主義世界での不均等発展と列強の間の矛盾が深まるなかで、フランスがNATOの脱退、独自の核武装をすすめるはじめた。また、中国が中ソ論争の激化とともに、「ズボンがはけなくても核武装する」(陳元外相)と、米ソの核武装に対決するものとして、一九六四年の第一回核実験をもって核兵器の開発をすすめるはじめた。

また、インド、イスラエル、西ドイツ、日本なども、核武装の意図を否定してはいないばかりか、公然と核保有もありうる」と語っているところもある。

核兵器保有国が増大する傾向にある中で、核兵器の独占を狙い、アメリカ、イギリス、ソビエト連邦は、一九六三年に、地下核実験を認めた「部分的核実験停止条約」の締結をよびかけるあらゆる国に調印させようとしている。だがしかし、アメリカもソ連邦も、地下核実験をやめようとはしていない。ちなみに昨年一

年間の核実験の回数は、米、仏、ソ、中がそれぞれ七、三、一九、二回であるといわれている。

六月のブレジネフの訪米によるソ米首脳会談で、「核兵器戦争防止協定」「戦略兵器制限交渉の基本原則」が締結、調印された。だが、これも、「米ソは核兵器使用とこのような危険な事態になることを回避できるような活動する」という程度の全く欺瞞的な協定でしかない。

アメリカ帝国主義者は、核兵器不使用など一度も確認していないばかりか、ソ連共産党は、アメリカと同一の立場に立ち、アメリカ帝国主義者を助け、全く欺瞞的な部分核停条約や核拡散防止条約、核不戦条約などを美化し、労働者人民を愚ろうしている。アメリカ帝国主義とソ連邦は「世界平和維持」を名目とし、米ソの強調、核兵器の独占とそれによる威圧とによって帝国主義者の世界支配の維持とソ連共産党のプロレタリア国際主義とは無縁な狭いナショナルな、利己的な利益の追求とを果そうとしている。

NATOを脱退し、国際通貨問題でも対米強硬派であるフランス帝国主義者は、在欧米軍の撤兵を要求し、独自の対ソ欧州戦略を主張し、核兵器の開発、戦略空軍、ポラリス潜水艦、核弾頭ミサイルの建設をすすめる

ている。これは、フランス帝国主義者がアメリカとは、  
独自に、E.O.での政治的地位を高め、対ソ軍事力の強  
化をもつて、フランスブルジョアジーの利益を確保せ  
んとするものである。

わが労共委は、アメリカ、イギリス、フランスなど  
帝国主義者の核武装、核実験に断固反対する。帝国主  
義者は、中ソを軍事的に包囲し、核兵器をもつて威圧し  
し、かつ、アジア、アフリカ、ラテンアメリカでの植  
民地主義的支配をつづけ、労働者農民の民族解放闘争  
を抑圧している。アメリカ帝国主義者は、日本の広島  
長崎に実際に投下しただけでなく、暴露されているよ  
うに、ベトナムにおいても使用を検討した。それとと  
もに「核兵器の使用も辞さない」と絶えずインドシナ  
人民をおどかしてきた。

帝国主義者の核兵器によるどろい、おどかしに屈す  
ることなく断固闘い、核実験に断固反対し闘うもので  
ある。

## 2

帝国主義者が、核武装をすすめ、その強化に必死に  
なっており、「核兵器の使用も辞さない」とおどし、  
民族解放闘争を抑圧し、キューバ進攻にみられたよう

しているのがどの階級かを抜きに、核兵器を特別なも  
のとして扱うのは小ブルジョア的態度である。

われわれは、核兵器、戦争をなくすことは、プロレ  
タリア解放闘争の勝利によってなし得ると考える。

米、英、仏の帝国主義者が、今日、核不使用も言明  
しておらず、使用することもあるとすそぶき、核実験  
をやめなければかりか、核兵器など廃棄するつもりはな  
いことはあきらかである。

したがって、一般的にいえば、「核実験の全面禁止  
と核兵器の完全廃棄」の主張をおし出した運動をおし  
すすめることは、ブルジョアジーが侵略者であり、決  
して核兵器の使用をやめようとせず、それで侵略と抑  
圧の貫徹のためのおどしをしていることをばくろする  
ことはできるだろう。しかし、われわれは、反核大衆  
運動によってのみ、核による侵略の脅威をなくすこと  
はできるとは思わない。

われわれは、帝国主義者の核実験、核武装にたいし、  
反対し、闘うとともに、プロレタリアートの革命の勝  
利によって、侵略の動機を根源から打ちきることによ  
って必ず核兵器を廃棄するであろう。

核兵器、核実験にたいする態度は、戦後の中ソ論争  
など国際共産主義運動における一つの重要な論争点で

に反革命工作を行っている時、プロレタリアートは、  
核兵器によるおどしに尻尾をふり、無原則的に闘争を  
回避することはできない。そしてさらに、核兵器をも  
つて、包囲される可能性がある時、包囲されている時、

プロレタリア人民の国家が、核兵器で武装することを  
一般的に否定することはできない。帝国主義者が核兵  
器を使用しないなどということは全くできない。侵略  
をこととする帝国主義者が核の威圧をもつて、理不尽  
な要求を押しつけてこないといふことはできない。  
われわれは民族解放のための革命戦争、プロレタリア  
独裁のための革命戦争を断固推進することが正しいと  
考える。また、労働者人民が権力をにぎった国家にお  
いては、資本家階級の侵略に対し闘う戦争は、正義の  
戦争であり、断固おしすすめるという立場をとる。

帝国主義者が核兵器をもっている時、労働者階級  
人民の国家が、防衛と反侵略のため、核兵器をもつて  
対決することは全く当然のことである。また、全世界  
の闘う労働者人民の革命運動、民族解放闘争を支援す  
ることもまた国際主義的責務である。だが、プロレタ  
リアートの国家にとつては、最初に攻撃し、侵略を行  
い国家間の戦争をひきおこす必要は全くない。

核兵器といえども、武器の一種であり、それを保有

あつた。

## 3

ソ連共産党は、フルシチョフが指導権を握るなかで、  
マルクス、レーニン主義の武器と戦争にたいする原則  
の立場を完全に放棄し小ブルジョアの立場をとるに  
いたつた。

フルシチョフらは、「世界熱核戦争は、人類の消滅  
をもたらす」「原爆は階級闘争の原則にしたがわない」  
「現在ではどのような戦争でも……壊滅的なロケッ  
トー核戦争になるであろう」等々といひはじめた。こ  
のような主張は、①核戦争は、人類をほろぼす、②ど  
んな戦争も核戦争になる、③だから、すべての戦争は  
悪である、という論法で成り立っている。

だが、核兵器が登場したからといって、戦争の階級  
的性格が消滅することがないことは、ベトナムの民族  
解放のための革命戦争の発展という事実が証明してい  
る。民族解放の戦争、プロレタリア革命のための戦争、  
これらは進歩的、革命的である。

インドナ侵略戦争をつづけ、中ソを包囲し、多く  
のアジア諸国を抑圧し、核兵器で威圧し、どろいを加  
えているのはアメリカを先頭とする帝国主義者である。

帝国主義者は、世界の支配のために、侵略と戦争の刃を絶えずとぎすましており、彼らの戦争は、独占のための反人民的、反動的な戦争である。

戦争は、政治の延長であり、戦争は、一定の政治に規定されるし、核兵器もまた、政治に規定されるものである。核兵器もまた階級闘争の原則にしたがうものである。帝国主義者の核兵器による威圧に屈服し、あらゆる戦争が悪であるとするならば帝国主義者の植民地主義的支配や、ブルジョア支配に屈服し、それに甘んじる以外に道がない。

フルンチョフは、かつて「われわれ(ソ米)はともに世界で最も強大な国であり、もし、われわれが、平和のために連合したならば戦争は起らないだろう。そのときもし気違いがいて戦争を挑発しようとしたならば、われわれは指先でおどしつけるだけで、この気違いをおとなしくさせることができる」と(フルンチョフとサールズバーグとの談話、一九六一・九・一〇日付ブラウダ)うそぶいた。

かかる主張は全くまとはずれな主張であつたことは、インドシナ三国人民の闘い、民族解放革命戦争の勝利的前進が事実をもつて証明したが、フルンチョフ流の主張は、全世界のプロレタリアート、被抑圧人民の闘

いの発展をさまたげるものである。

アメリカ帝国主義者をはじめとする帝国主義者のアジア、アフリカ、ラテンアメリカにおける支配を維持することに手をかすものであり、侵略と抑圧、支配にたいする断固たる革命的闘いによつて、それを粉碎していくものではない。

取引と無原則的な妥協で、何か帝国主義者の策動を打ち砕くことができるかの如き幻想にとらわれているのである。

部分核停条約、核拡散防止条約、核不戦条約等々は、まさにソ米の現状維持のための「協調」の所産であり、プロレタリア人民の利益になるものではない。

このような態度は、ほとんどブレジネフによつて継承されている。そのことは、ニクソン訪ソ、ブレジネフ訪米による二度のソ米首脳会談、欧州安保、アジア安保の提案によつて証明されている。

4

中国共産党は、次のように主張している。

「われわれは、これまで社会主義国は、かならず核優位をかちとり、維持しなければならぬと考えてきた。こうしてこそはじめて帝国主義に核戦争を起こしえな

いようにすることができる。また核兵器を徹底的に禁止するのに役立つのである。」(戦争と平和の問題での二つの路線)

「われわれは、これまで、社会主義の手中にある核兵器は永遠に、帝国主義の核脅威に抵抗するための防衛兵器でしかありえないと考えてきた。社会主義国は、絶対に先に、核兵器を使用してはならないし、絶対に核兵器をもたず、核恐喝、核賭博を行なつてはならない」(同)

そして、中国共産党は、「核兵器の全面禁止と完全廃棄」を主張し、軍縮会議の前提として「①いつ、いかなる場合でも最初に核兵器を使用しないこと。とくに、いついかなる場合でも核兵器をもたない国にたいし核兵器を使用しないことを保障すること。②海外に駐留しているすべての武装部隊を撤退させ、海外に設けている核基地をふくむすべての軍事基地を撤去すること」(北京周報、七二年四五号)を主張している。

われわれは、それぞれの民族国民の労働者階級の主体的な革命闘争と無縁のところ、革命戦争というかたちで他国に進攻するという立場をとらぬ。

労働者人民の国家権力は、全世界の労働者人民の解放闘争を支援する義務を負わねばならない。だが、そ

れぞれの国民、民族の労働者人民の自主的闘いを尊重するべきであり、労働者階級、人民の権力の武装は、防衛的であるとともに、全世界の人民を支援する力になければならない。

帝国主義が、核武装を強め、核兵器の使用をたびたび口にしているとき、核兵器の担い手を抜きに、核武装一般に反対するものたちは、階級協調をとく小ブル平和主義者と何ら異なるものではない。

中国共産党と中国人民が、アメリカ帝国主義の核どろ喝に反対し、民族解放闘争、プロレタリア革命闘争を抑圧することなく、「核兵器は、永遠に帝国主義の核脅威に抵抗するための防衛兵器でしかありえない」「絶対に先に核兵器を使つてはならないし、絶対に核兵器をもたず、核恐喝、核賭博をおこなつてはならない」という方針をもつてするかぎり、われわれは、中国共産党と中国人民が「核どろ喝に反対し」「防衛のために」核実験を行い、核武装をおしすすめることを必要とする立場を理解することができる。

また、「核兵器の全面禁止と完全廃棄」「最初に核兵器を使わないこと、非核保有国にたいし使わないこと」という主張、方策は、帝国主義者が本気で核兵器を使わないと約束する気も核兵器を全面的に廃棄する

気もないことをばくろし、闘いの前進をかちとるうえ

で必要なものであると考える。

## 刑法の反動的全面改悪作業を弁護する 日共の「治安立法の土台作り」論について

岡本 薫

『日本の支配勢力の基準からみれば、この二つを（公安条例と破防法）引用者）中心とする現在の「治安立法」体系では、あまりにも不十分だということになる』この全く驚くべき主張は日共の理論政治誌「前衛」の今日の反人民性を示してあまりあるものである。同じような主張が山ほどある。『刑法の全面的な「治安立法」化でも、まだ、きわめて不十分であり、遅れているということになるだろう』『仮案に反対した（小野清一郎）博士の、牧野刑法学に対決しようとした意欲はみられるのである』『今日のそれ（治安立法体系）引用者）は、支配階級にとってまことに不十分な

ものと映るにちがいない』『刑罰規定そのものは、市民的秩序や身体、財産の保護に向けられている』（『刑法』はふつうであれば、あまり問題にされることのない空気か水のような存在の刑罰法規だといつてもよいだろう）——これらのさまざまな主張は、現在進行している刑法改悪作業が「大したことのないもの」であり、またそれは日共の言う「軍国主義復活」の指標となるものでもないことを主張するものであり、まぎれもない「改正」弁護論である。そのうえ、日共の諸君は刑法が階級支配の法であることを徹底して不明確にし、あれこれのブルジョア民主主義的に完成された

制度が良いものであるかのように理念化して主張している。たとえば、現在の刑法が「そもそも市民的権利の擁護法となるべき近代市民刑法」としての性格と、「基本的人権にたいする弾圧法」としこの性格をもっており、前者は良いものである——いわく「ふつうの市民なら誰でも「ドロボー」や「強盗」にはいられたり、住居に怪しい人物が忍びこんだりすれば、「一〇番」をよぶだろう。だまされたり、脅かされたりして財産をまきあげられれば、告訴するはずである」——かのように言っている。かれらは、もともとブルジョア民主主義的な、「人権と民主主義を擁護」すべき刑法が、弾圧法的なものとして「利用」されるから良くないとしているだけであると言っている。

現在、法制審議会総会にかけられている「改正刑法草案」は、五月二八日の会議で「判決の宣告猶予」制度が削除と決議されたほかは、昨年部の会案がそのまま承認される形で逐条「審議」が進んでいる。（この二十八日まで「草案」四十一章のうち第十章までの「審議」が行われた。）反動的御用学者、官僚を動員したこの「審議会」の策謀は、時期的には年内にも完了するのではないかと言われている。この支配階級の策謀に対して、日共や社民の、事実上の「改正」弁護

論を一点の曇りもなく批判し粉碎していくことが急務となつてゐる。以下、日共の主張を「前衛」三四六号（昨年十一月）について暴露してゆく。

### 「治安立法の準備・土台作り」なるブルジョア刑法の美化

日共は、刑法を、「刑法は、犯罪と刑罰にかんする法である。このことは、資本主義刑法でも社会主義刑法でも変わりはない」（柴田英輔の場合）とあたかも超階級的な規則であるかのように述べたり、また、「刑法の目的の第一は犯罪人を処罰することによつて社会を防衛することであり、第二は犯罪人の人間としての権利・自由を保障することである」（渡辺脩の場合）という二側面からなるように述べたりしている。この後者の場合、「社会の防衛」とは資本制社会とブルジョア権力を前提にする限り、結局ブルジョア社会の防衛ということを意味するよりほかにはないものである。また「人間としての権利・自由」というものも、ブルジョア的に抽象的な権利と自由、つまりブルジョア民主主義の権利と自由を意味するよりほかにはない。このような「刑法」はいかに政治的中立性を粧つてい

ようとも、ブルジョア階級の支配にとつての武器なのである。日共はこうしたブルジョア支配の「刑法」を實際においては承認し、さらに必要なものとする立場から、今度の刑法「改正」問題に対処しているのである。そしてそのような刑法の二側面性の内で「処罰機能（第一の側面）の強化と保障機能（第二の側面）の破壊を全面的に強行しようとしているのが、こんどの『全面改正』作業なのである」としているのである。このように、實際的には刑法が階級抑圧の法であることなど関係ないものとされ、ただブルジョア民主主義の形式の問題としてとりあげられているにすぎない。日共が学者ぶつて「階級支配における暴力手段としての刑罰法規が本来的にすぐれて政治的性格をもっている」と言つても、その内実は警察力の合法的な基礎が刑罰法規であるという全く常識的なことをわかりにくい言葉で言い換えたにすぎないものである。

日共は、「危機」を呼号する急進主義者の諸君と裏返しに危機感のひとつがけらるこの刑法「改正」に対してもちあわせていない。彼らはただ「改正」が、今日の政治状況、イデオロギー状況の内においては一定の政治的「役割」を果たさざるを得ない、などと言つてゐるだけである。そこから彼らのひき出した結論はこう

彼らの身には、「治安立法」が及んでいないことを恥しげもなく自慢しているのである。

しかし、この刑法改悪作業が革命運動、労働運動に対する弾圧を重要な要素として合んでいることは隠そうとしても隠せるものではない。日共は、第二次世界戦争前および戦中の治安立法の網と、現在の法体系を形式的に、表面的に比較して「今日の治安立法体系は支配階級にとつてまことに不十分なもの」だなどと現在の法体系を美化し刑法「改正」を美化しているのである。支配階級は労働貴族層の育成による労働運動の戦闘的階級の展開の抑圧、社民や日共はブルジョア議會制と統治機構を實踐的には承認させている（日共は議會の利用というが）事、戦闘的左翼の闘争に対しては破防法、公安条例、爆発物取締罰則、火災ビン法、ハイジャック法などを総動員し、同時に警察力（および軍事力）の實質の強化、弾圧裁判の反動的強化を進めている事を前提とし、社民や日共の公然または暗黙の協力の下に先進的闘争を弾圧しているのである。日共はこれらの先進的闘争の弾圧を権力に要請し、なおかつ現在の治安立法は支配階級にとつて不十分なものに違いないなどと支配階級に同情しているのだ。

しかし、現在の「改正」刑法草案は、第一に大衆的

である。

①「正面きつた『治安立法』による刑罰体系の整備ができなくなつてきた」（日共にとつては「火災ビン法」ですら治安立法ではないのだ。革命を忘れた日共は、全く世界を手前勝手に解釈するものである。）②「正面きつた治安立法などよりも、支配のためのイデオロギーを国民の日常生活のなかに同化させることこそ生命線である。」③刑罰体系整備のねらいからみれば、国家の統制機能の強化、処罰機能の強化などの刑法の全面的「治安立法化」でも、まだ、きわめて不十分であり、むしろ「改正」のねらいは「罪刑法定主義」そのもののつくりかえにこそある。

日共はこのような意味で、この刑法「改正」は「治安立法の土台作り」にすぎないなどと言つてゐるのである。

支配階級が人民の闘争の戦列に対応させてあれこれの条項を出したりひっこめたりしてきたのを恣意的に解釈し、「露骨な治安立法的規定を部分的に捨て」だとか、「軍国主義復活強化の路線は、上からの強行を避け、……土台づくりのための長期かつ多面的な施策に転換した」などという暴論をばき、自ら、日共が今日の支配階級の攻撃に対する矢面に立つていないこと、

な決起に対する抑圧を偶然にはなく、系統的に取り込んでいること、しかも暴力行為等処罰法など労働運動、革命運動弾圧に利用してきた特別法なども基礎法の中に一般的なものとして取り入れてゐるなどあらゆる面にわたつてゐること。第二に保安処分、不定期刑新設、常習犯規定にみられる人格に対する刑法の発動がこれも首尾一貫して試みられてゐること。第三に国益主義、国家主義的要素が刑法において継続されるだけでなく強化されようと企てられてゐること。とくに国外犯規定の拡大など対外侵略の面でもその点があらわれてゐること。これらの点で、この刑法「改正」は刑事基本法として濃厚なはつきりとした治安法的性格をもつてゐるといふなければならぬ。「治安立法の準備」などとするのは、階級平和を「願望」する反動に手を貸す議論であり、同時に、刑法をなにか超階級的な規則であるかのように描き出す小ブルジョア的議論に陥つてゐるのである。こうした傾向は、ブルジョア国家が、資本制生産様式を支配的なものとする経済を土台として成立する上部構造であり、しかもその実体的な権力が特殊に組織された暴力の諸装置（軍隊、警察など）によつて保障されていることをいふべし、階級関係を反映する総括形態でしかない法的諸関係を

逆に社会の基礎であるかのように描き出すことに通じるものである。実際に日共はあれこれの法の字づらくらべて治安立法かどうかなどと議論し、もっぱら機能としての運用の可能性として「治安立法」性がありうると言っているにすぎないのである。

### 改悪案の侵略的、排外主義的性格の容認

「改正」刑法草案の実際上の決定に指導性をもつと言われる小野清一郎は超反動的思想の持主である。小野の戦前の著作『日本法理の自覚的展開』には次のようなことが延々と書かれている（引用は雑誌「日中」から重引）。

①「明治以後西歐の自由主義、民主主義の圧倒的影響があつたにもかかわらず、日本人はその最も深き心情において、いわば国家主義者であり、民族主義者であつた。」「日本法理は日本法に内存する事理であり、日本国家の法理である。それはやがて日本民族の裡にあつて日本民族を動かしつつあるところの道義的精神であり、即ち現である。」「法とは国家的道義であるともいうことを得よう」「日本法は正しく道義である

とおもう」「日本国家そのものが道義的な共同体であり、法は国家的道義の実現である」「日本刑法は何よりも日本国家の刑法である。さればそれは国体の本義に基くものでなければならぬ……かかるものとして日本刑法は皇国刑法であり、道義刑法である」「すべての国民は自己の行為につき責任を負わなければならない。自業自得は厳肅なる道義・倫理の法則である」「日本刑法は道義に基くものであるが故に道義にそむく者に対してその反道義的行為の責任を問うものである」「精神的に非難するのであり、実に心情的にその罪をにくむのである」

②「大東亜の新秩序はこの東洋の道義としての日本道義、日本法理に基く大東亜諸国、諸民族の法的秩序の形成でなければならぬ」「大東亜法の下部構造は日本、ひろくは東洋における伝統的親族法ことに家族・宗族または氏族の法理によつて決定せらるべきである」ここに述べられている小野の思想は極端な反動的全体主義と侵略の讚美そのものである。この小野の思想は決して過去のものというわけにはいかない。しかも草案の「説明書」は「刑法が一般国民に行動の基準を示すという意味をもつ」などといっているのである。「改正」刑法草案は、外国元首使節に対する暴行脅迫

侮辱を新設することを筆頭に反動的全体主義によつて至るところに彩られている。もともと草案にはスパイ罪復活がたくらまれていたのであるし（部会案で削除された）、企業スパイ罪を設ける、また礼拝所不敬罪の刑をひきあげるなどもそうした傾向を代表するものである。さらに、国外犯規定を拡張していることも再三言われている通りであり、そのほか「私戦の罪」なども含めて日帝の侵略に即応した規定を大量にもちこんでいるのである。

日共は、こうした刑法の性格にふれず、それをイデオロギーとして問題にしてもたかだか「草案の罪刑法定主義の虚構性」という形でしか対応できない。これは、日共が国益主義の枠にはまりこみ、日帝の侵略性に対して目がみえなくなり、帝国主義の反動的な姿をもっぱら小市民的な観点からだけしか見ることのできない体質に根ざすものである。彼らはこれを通じて刑法「改正」が、人民に対する帝国主義者の露骨な攻撃であることを徹底的にあいまいにし、同時に日帝の侵略的策動を容認してゆくことになつているのである。

### 保安処分・不定期刑に対する動搖

日共は、「改正」刑法が、表看板の一つとして保安処分と不定期刑をかかげていることを知りつつも、これらの「刑」の教育刑的外観にふりまわされて、きわめて優柔不断な態度に陥っている。

「前衛」で石川元也は、「これらの新しい制度の採用について、その是非を論ずる判断基準としてはどのようなものが考えられねばならないであろうか。わたくしはその基準として、次の五つの観点をあげておきたい」などと言っている。これこそ「刑法」と階級支配の事実を切り離す見本である。実際、この人物は保安処分・不定期刑としていま提案されているものはだめだが、今の刑事法制度をもつときつちり運用しろなどと言っているのだ。「結論として、累犯者にたいしても、累犯加重した範囲内で定期刑を言い渡し、あとは仮釈放の制度を正しく使うべきであり、不定期刑という新しい制度を導入すべきではないのである」(一)実際、ブルジョア国家に対する革命を忘れた党派というものは「犯罪的」なものである。この人物の主張は、結局のところ、保安処分や不定期刑は施設が不備であり、効果があがらないから反対だと言っているにすぎないのである。

保安処分・不定期刑・常習者規定は一体をなしてあ



さらに人格に対する攻撃を指向しているのであり、さまざまに大衆運動や革命闘争に対する攻撃をねらったものであるといわなければならない。さらに労働者人民への苛酷な生活条件、労働条件の押しつけによって資本にとって障害となつた者を保安処分などと称し抑圧し、洗脳しようとするものにはかならない。

保安処分制は部会案の段階で、強制労働処分、予防処分は除かれたが、支配階級にとつて不都合な人間を隔離し、ブルジョアの陰險な手段を弄して「将来的危険性に対応しての犯罪防止」を行なうとするものであることに変わりはない。しかも支配階級はこれらの処分、刑をあたかも権力主義的でない、温和な手段であるかのように宣伝し、彼らの支配を讃美してゐるのであつて、われわれはこれらの策動に断固として反対しなければならぬのである。

### 大衆闘争弾圧強化は「不明確な処罰」の規定によつて行われるのか

「改正刑法」草案の総体の特色を怒濤七〇号では、①保安処分の新設、「常習累犯者」への不定期刑のとり入れ、「常習者」規定のとり入れなどの人格に対する

反人民的な性格をこそ「不明確」にするものであり、また権力の現在の日常的な弾圧の事実をこそ「不明確」にするものであり、さらに日共がつね日頃、合法主義を大衆闘争に押しつけていることをいんべいするものである。

大衆闘争に対する弾圧は、現在、公然たる治安法である破防法、爆取（爆発物取締罰則）、火炎ビン法などをも動員しながら行われているのであるが、「改正刑法」草案ではどのように規定されているであろうか。

第一に「共謀共同正犯」の規定が新設され（「二人以上で犯罪の事実を謀議し、共謀者のある者が共同の意思に基づいてこれを実行したときは、他の共謀者もまた正犯とする」というもの）、多くのこれまでの「共同謀議」事件を警察がデッチあげてきたことが示すように、大衆闘争、とくに組織的な闘争に対する弾圧の武器として使われようとしている。官憲は、どのような小さな事態を捉えてでも、またフレイムアップによつても容易にある組織全体を弾圧できるテコを得ることとなる。

第二に「騒動罪」を強化し、その予備罪を新設したこと。この項は草案の理由書でも「判例が厳格になつてきて騒動罪を適用しにくくなつたので予備罪も必要

る抑圧条項多数の新設。②内乱罪、私戦罪、騒動罪などの国家権力に対する闘争への弾圧や、その他の大衆的戦闘的決起への弾圧が強化されること。③「集团的犯罪類型」などと呼ばれている様々な大衆闘争組織闘争への抑圧の強化。④「外国人の国外犯」など国際的な抑圧機能の拡大。⑤国益主義的な方向が飛躍的に強化され天皇制の擁護をも含めて、支配階級の国家イデオロギーの一定の転換を反映し、また保障するものであること。この五点をあげている。

これまですでに①②および④⑤については触れたので、③についての日共の見地が日和見主義的なものでしかないことを明らかにしておくことにしよう。労働者階級や被抑圧人民の内部で闘う部分ならば、その団結した戦闘的闘争の展開を権力が弾圧することに反対し、たとえ弾圧に使われる法律の名前が「刑法」であろうが「治安法」であろうが断固として反対するのは当然である。ところが、日共は大衆闘争に対する攻撃の可能性がこの草案にあるということを「犯罪を構成する客観的な要件が全般的にきわめて不明確になつてゐる」という点に求めたり、「犯罪概念を不明確にする用語」を使つてゐる点に求めたりしている。しかし、このような主張は、「改正刑法」草案の反動的、

だ」とか、「組織的に計画され準備される「騒動」に ついては事前抑圧をはかる必要がある」などの内容を述べているように、大衆的な決起を多少とも戦闘的に 行う場合にはすべて適用しようとならつてゐると言つても過言ではなからぬ。

第三に、大衆的規模で行われる「犯罪」を重くするものとして、「多衆傷害」「多衆暴行」「多衆脅迫」「多衆恐喝」などが（現行法では特別法である「暴力行為等処罰法」にあるが、「多衆傷害」「多衆恐喝」などは全く新設である）大衆闘争を弾圧・抑圧するものとして導入されようとしている。「暴力行為等処罰法」は支配階級が「暴力団」対策などという口実で制定し、実際には大衆闘争の弾圧に使われてきたのである。

第四に「多衆不解散罪」では、「暴行または脅迫をする切迫した危険」があるときに適用できると官憲が恣意的な判断を行えるよう条件を改めたいやうに、「権限のある公務員」（警察官だけではない）が解散要求をしたのに応じないというだけで二年もの懲役を課せられるようにしたものである。これも大衆団交ヤストライキ闘争、その他あらゆる大衆闘争への弾圧の武器となりうるものである。

第五に、これらの「集団的」なものを特に抑圧する方向は、それだけでなく「常習者」「累犯」を重く罰し、拘束する方向の強化とつながっている。多くの大衆闘争は恒常的に闘われるものであり、権力は常に「常習者」「累犯」の規定を武器として闘争抑圧に使えし、また、常習者ということで「保安処分」「不定期刑」制をも動員しえうる道を開いているのである。

第六に、露骨に「大衆的」なものに向けられていくとも、「人質による強要」(「人を逮捕し、もしくは監禁し、または略取し、もしくは誘かいし、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすることまたは権利を行わないことを要求した者は二年以上の有期懲役」というもの)などの規定も大衆闘争への弾圧をこめていっていることができる。

第七に、逮捕、収容などを行ったあとについても、「保安施設、少年施設からの逃走」の罪や「集団犯行」罪(「刑の執行のため、または拘留状により刑事施設に拘置された者が、その施設の公務員の職務執行に対し、団結による威力を用いて反抗したとき」)の新設が行われ、大衆的行動を厳罰で弾圧するという方向をうち出している。

日共は、これらの弾圧規定が法規そのものにとつて

は派生的なものであるかのように描き出し、「不明確

な規定が良くないのであり「市民生活に対する攻撃」に利用される可能性もあるから良くないかのよう主張している。しかし、同じ文章の中でも外山堅太郎などは「共同共謀正犯」などについては「法律によって『明文化』しさえすれば、民主主義と人権が擁護されるのではない」と述べざるを得ないように、刑法の規定が「明確に」されれば良いというのでは全くない。実際に、この「改正刑法」草案についても、犯罪構成要件をち密に条文で定めることによつて裁判官の自由裁量の中を締め重くしている所が多くあるという指摘も存在するのである。その意味では、日共の主張する「罪刑法定主義の虚構」とか「不明確な処罰」が良くないなどという主張は犯罪的な役割をも果さざるをえないのである。またその最も極端なあらわれとして、「われわれも(罪刑法定主義の)規定そのものについて反対するわけでもなく、『一般国民にわかりやすい現代語』によつて刑法典を書きかえることに異論があるわけではない。」(外山堅太郎)などと「明確な」刑法に両手をあげて賛成する反動的な主張は断固として粉砕されねばならないのである。

### 国家権力の発動の基礎としての刑法

すでに引用したように、日共は「刑法は、犯罪と刑罰に関する法である。このことは資本主義刑法でも社会主義刑法でも変りはない」(柴田英輔の場合)などと規定して、あたかも超階級的なものとして一般的に「刑法」というものがあるかのように主張している。これは全くデタラメであり、ブルジョア中等教育でもふさわしいような、無内容なものであり、そのくせ政治的には反動的な主張である。

日共は平和移行の革命を固執するあまり、抑圧の武器である法の是非を現在の支配階級と同じ立場から言々するまでになつているとさえいえる。しかし、「民主主義は、一階級の他階級に対する、住民の一部分の他の部分に対する系統的な暴力行使のための組織であり」「国家は階級支配の機関であり、一つ〇階級による他の階級の抑圧の機関であり、階級の衝突を緩和しつつ、この抑圧を合法化し強固なものにする『秩序』を創出するものである」(「国家と革命」ということができる。この系統的な暴力行使の基礎として抑圧の

ための法律をブルジョア階級は定めているのであり、刑法はその一中心となつているのである。

従つて、また逆に言つて、「搾取者をたおし、彼らの反抗を鎮圧する」必要から生れたプロレタリア独裁のもとにおいて、レーニンは「共産主義的所有制度を暴力的にくつがえそうとつとめている国際ブルジョア階級の部分を援助する方向にはたらくような宣伝または煽動、またはそういう組織への参加または協力は極刑をもつて罰せられる」と提起しているのである。

現実的なことを問題にする共産主義者は、無政府主義のように「革命家の任務はすべての法律を焼却することである」(クロボトキン)とは言わない。レーニンも言うように「われわれは空想家ではないから、個人々が不法行為をおかす可能性と不可避性を否定もしないし、またこのような不法行為を抑圧する必要もすこしも否定しはしない。しかし、第一にこのためには、抑圧のための特殊の機構、特殊の装置を必要としない。武装した人民自身が、簡単にかつ容易にこれをやつてのけるであろう。第二に、不法行為の根本的な社会的原因が排除されるとともに、不法行為は不可避的に『死滅』しはじめるであろう。その死滅とともに国家もまた死滅するであろう」と言っている。

しかし、日共のように階級支配をいんべいしてあれこれの法の形式の是非を言うことは全く誤りであり、「改正刑法」草案という支配階級の攻撃に対する現在の日共の動揺と混乱をも生み出しているのである。

確かに、プロレタリア独裁というものを一般的に對置することによって具体的な個々の現実の判断の基準とすることはできないであろう。またロシア革命などの経験を一對一に對置させることもあまり意味のないことではあるだろう。

エンゲルスは（カウツキーが発表したと言われているが）次のように言っている。「たまたかいつつある階級はいずれも、その主張を法的要求の形で綱領の中に定式化する。だが、どの階級の要求も社会的ならびに政治的変革の過程で変化する。それは、その国の特色や社会的発展の高さに応じて国ごとにことなっている。したがって個々の政党の法的要求も、窮極目標は同一であれ、どの時代、どの民族でも全く同じというわけにはゆかない。それは可変要素であって、時代ごとには修正される。……そういう修正にあたって考慮されるものこそは、まさに実際上の諸事情なのである」。プロレタリア独裁の主張についてもそうであり共産主義者は何か特定の政治形態統治形態を理念として要求する

プロレタリアートは刑法といった階級抑圧の一つの中心をなす法について、こうした明確な革命的な態度を堅持しなければならない。

ものではない。共産主義者の政党は特定の条件下で特定の形態をもった政治権力を要求し、その樹立のため闘うであろう。それはまたある国における綱領としての主張の中にも織りこまれるであろう。しかし、この政治形態の要求はなんら「理念」として頭で考え出された不動の正義として主張されるものではない。共産主義者はブルジョアジーの支配をくつがえし、社会全体を革命するには、プロレタリアートの武装した政治支配という条件が不可欠であり、プロレタリア独裁の政策を貫くことが必要なことを一般的に言うことができる。しかし、その具体的な形態はあらかじめかいつて、一般的に目標として定式化することはできないのである。したがって、われわれは、これまでの歴史の経験からバリ・コンミュニオン、ソヴェート、また中国革命における人民代表大会や革命委員会の経験をみだし、教訓としうるだけである。共産主義者は必ず実際の諸条件の上においてのみ具体的な革命的主張をうち出すのである。それにもかかわらず「資本主義から共産主義への過渡は、もちろん、おどろくべく豊富で多様な政治形態をもたらさざるをえないが、しかしそのさい、本質は不可避免的にただ一つ プロレタリアートの独裁である」と言うことができるのである。

## プロレタリア革命における軍事問題

高 谷 光 一

プロレタリア革命の完遂を自己の任務とするものにとつて、軍事問題は決して避けて通ることのできないものである。

国家権力を掌握している資本家階級が自ら進んで労働者階級にその権力をゆずり渡した例は歴史上全く存在しない。労働者階級は、一九一七年十一月のロシア革命において、まさしくそうであったように、武装して資本家階級の一切の暴力装置を解体し、死にも狂いの反撃を徹底して粉碎してはじめて、自らの手に権力を掌握することができた。

また労働者階級の武装が充分でなく、軍事問題を正しく解決していないために、権力の掌握に失敗し、反革命の血の海におぼれさせられた歴史的例は数多い。

こうした事柄は、われわれに軍事問題の重要性をつき

つけている。

本稿では、軍事問題を考察するに当って、前提的にふまえておくべき事柄について、一般的に提起するにとどめる。

### 一、暴力革命と軍事問題

われわれは、軍事問題を扱うに当って、まずその本質的側面すなわち現存する国家、社会のうちにはらまれてくる暴力の問題を考察しておかねばならない。軍事はそれ自身技術としてとり扱わねばならない。まさしく軍事が技術の問題として正しく把握されるためには、軍事を規定する政治の問題をしっかりとわれわれはおさえておくことが必要なのである。

(1) ブルジョア国家と軍事問題

マルクスは、「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」で、フランスにおけるブルジョア国家の成立とその特質について、次のように述べた。

「巨大な官僚的軍事的組織をもち、広大にして精巧な国家機構をもつ執行権力、五十万の軍隊にならぶ五十万の官僚軍。網の目のごとくフランス社会の体からみつぎ、すべての毛穴をふさぐ、このおそろしい寄生体。これは、絶対王制の時代に封建制の解体にもなつて発生し、この解体の進行をたすけた。」「……議会共和制のてんぶくがプロレタリア革命の勝利を芽ばえとしてふくんでいられるにしても、この革命の直接のはっきりとわかる成果は、議会にたいするボナパルトの勝利、立法権力にたいする執行権力の勝利、空文句の権力にたいする空文句なしの権力の勝利であった」と。

マルクスは、フランスにおける一八四八—一八五二年の革命を総括してこのように述べ、ブルジョア国家における特徴的な制度として、官僚制度と常備軍の二つをあげた。

が自由たらしめられているにすぎない。

ブルジョアジーは、ブルジョア議会制度をもって、国民の政治参加の最高かつ最良の形態と称している。そして、全人民がくまなく、この制度によって、自らの利益を主張しうると称している。だがブルジョア議会制度は、ブルジョアジーにとつてのみ、政治参加の最高かつ最良の形態である。プロレタリアートにとっては、まさしく支配階級のどの成員が議会で人民を抑圧し、ふみにじるかを数年に一度きめること（マルクス）を意味するにすぎない。ブルジョア議会制度が、有産階級の個々の成員が自らの利益を他の有産階級の成員に対して、平等に主張しうるの制度として歴史的に成立してきたこと、プロレタリアートにとっては自ら直接に責任を負う形での全面的な政治参加という形態でなくして、投票場へ一票一票を投ずるといふ行為に甘んじ、形式上の平等、實際上の被搾取者としての搾取者への服従を強いられるものとして成立してきたことから、ブルジョア議会制度の階級的な性格とその歴史的限界は明白なのである。

またブルジョアジーが危機に際してこれまで利用してきたブルジョア議会制度をいとも簡単に投げ捨て、軍事

この二つの制度こそ、われわれがこぼみじんに解体、粉砕しなければならないものである。

ブルジョアジーは、自らの階級支配を維持し、またそれを不断に強めていくために、「自由」「平等」「博愛」などの抽象的文句をもって、この二つの制度のもつ階級的な性格をおおいかくし、あたかもプロレタリアート人民の利益を守り、擁護するものとしても存在しているかのように宣伝している。そして「自由」の名において、労働者階級人民の政治的自由を奪い、制限し、「平等」の名において、現存国家の擁護、ブルジョア支配の安定に貢献することを日々強制しているのである。搾取者と被搾取者、抑圧者と被抑圧者の間の「平等」などは一切幻想でしかない。あるのは、抽象的空文句としての、形式としての「平等」のみである。このことは「自由」においても同様である。例えば、集会の自由、出版の自由をとつてみたまえ、一目瞭然である。集会するには、そのための場所が必要であり、出版するには紙、印刷機等が必要である。だがこれらは、おしなべて大部分資本家階級の所有物である。まさしく社会的富の大部分を所有する資本家階級にとつてのみ、名実ともに「自由」

的警察的独裁をあらわにしてきたことは歴史の示すところである。官僚制度と常備軍を基礎とするブルジョアジーの独裁は、ブルジョアジー内部の対立と団結の度合、また階級闘争の進展に応じて、種々の形態（君主制、共和制その他）をとるのであり、ブルジョア議会制度の採用もその一つをなすにすぎないのである。

以上のことから軍事問題を考察するにあたって結論的に確認しておかねばならないのは、革命的暴力なしに、プロレタリアートは権力を握ることはできないということである。

マルクスが「フランスの階級闘争」で「革命は、その直接的な、非喜劇的な獲得物によって、その前進の道をきりひらいていったのではなく、逆に、結束した強力な反革命を生み出したことによって……前進していったのである」と述べたのは、まさに革命的暴力なくして革命の前進はないということを彼自身の革命の経験の教訓として示したものに他ならない。

国家は、階級を抑圧するための権力組織であり、暴力組織である。歴史上、ブルジョアジーがヘゲモニーを握り、国政のかじを握った革命において、革命後ブルジョ

アジアが重視した行為の第一は、労働者人民の武装を解除することであった。その武装が自然成長的であれ、小規模のところに足らないものであれ、ブルジョアジーは容赦なく徹底的に弾圧した。この事実は、又ブルジョアジーの支配を転覆させようとするための一切の武装の試みを粉砕しようとする現在の涙ぐましい努力としても日々例証されているところである。ブルジョア国家は、プロレタリアート人民を抑圧するための機関であり、その抑圧のための主要な武器こそ、常備軍、警察、監獄などの暴力装置なのである。だがこの暴力装置を解体する任務をプロレタリア革命における第一の任務としてかかげない者は、革命を語る資格はない。「革命の平和的発展」を夢みて、議会で解散決議をすればブルジョアジーはその決議を尊重して暴力装置の解体を容認するであろうなどという日和見主義は一切粉砕されなければならない。反革命的敵対を最後の一人までおこなうかは、ブルジョアジーの判断するところであり、われわれは、一切の反革命的敵対、抵抗を粉砕しつつ、プロレタリアートの武装した組織をもって解体しつくせばよいのである。

無政府主義者IIアナキストは、即時の国家の完全な廃絶を主張し、プロレタリアートの革命的独裁を否定する。このことは、アナキストが、国家の完全な廃絶のために、階級の廃絶、国家を死滅にみちびく社会革命が必要であることを理解しえていず、現存の国家機構の破壊を主張しつつも、プロレタリアートがそれととりかえる組織についてユートピア的なあいまいな考えしかもっていないことを示すものである。これらはアナキストが権力によって虐げられている人々のうちでそれ自身としては新しい社会を組織する能力をもたない小ブルジョアやルンペン・プロレタリアの出口のない怒りを代弁しているにすぎないことを示しているのである。プロレタリアートこそが、階級の廃絶のために革命を遂行しうる唯一の階級であり、ユートピアではなしに国家の死滅のための条件をつくり出し、人の人による搾取をなくすことのできる唯一の階級であり、無政府主義はかかるプロレタリアートにとって全く無縁なものであり、有害無益なものではないのである。

国家機構の破壊には賛成するが搾取者の反抗を抑圧するための国家の建設に反対する一切の無政府主義的主張

#### (ロ) プロレタリア国家と軍事問題

われわれは、ブルジョアジーの支配をうち倒すためには、暴力革命が不可避であることを確認してきた。いうまでもなく、プロレタリアートが政治権力を掌握しなければならぬのは、現存する私有財産制度、賃労働制度を根幹とする社会政治制度をくつがえし、搾取にもとづく社会、ひとにぎりの富者が圧倒的多数の労働者人民を抑圧しているこの社会を転覆し、搾取にもとづかない社会、階級対立にもとづかない社会を建設するためである。だが、この社会の建設は一朝一夕になしとげられるものではない。現存する社会政治制度をくつがえすための死にもぐるいの闘いの結果としてはじめてかちとられるものである。階級対立が存在せず、階級が他の階級を抑圧する必要がなくなれば、国家は必要ではなくなる。

だがわれわれは、無政府主義者とは異なって、搾取者、有産階級が存在している限り、階級対立が存在している限り、旧制度にしがみつ়く人々の敵対、抵抗を粉砕するための組織を必要とする。

無政府主義者IIアナキストは、即時の国家の完全な廃絶を主張し、プロレタリアートの革命的独裁を否定する。このことは、アナキストが、国家の完全な廃絶のために、階級の廃絶、国家を死滅にみちびく社会革命が必要であることを理解しえていず、現存の国家機構の破壊を主張しつつも、プロレタリアートがそれととりかえる組織についてユートピア的なあいまいな考えしかもっていないことを示すものである。これらはアナキストが権力によって虐げられている人々のうちでそれ自身としては新しい社会を組織する能力をもたない小ブルジョアやルンペン・プロレタリアの出口のない怒りを代弁しているにすぎないことを示しているのである。プロレタリアートこそが、階級の廃絶のために革命を遂行しうる唯一の階級であり、ユートピアではなしに国家の死滅のための条件をつくり出し、人の人による搾取をなくすことのできる唯一の階級であり、無政府主義はかかるプロレタリアートにとって全く無縁なものであり、有害無益なものではないのである。

をプロレタリアートは粉砕し、自らを支配階級として組織しなければならない。

「ブルジョアジーの打倒は、プロレタリアートが支配階級に転化すること、ブルジョアジーの不可避的な死にもぐるいの反抗を抑圧し、新しい経済制度のためにすべての勤労被搾取大衆を組織する能力のある支配階級に転化することによって、はじめて実現することができる」(レーニン)

またこのことは同時に「民主主義をたたかいること」(マルクス)であり、ブルジョア民主主義をプロレタリア民主主義に転化させることでもある。民主主義とは、市民間における平等の形式的な承認と国家の統治に関する全市民の平等な権利の形式的な承認を意味する。かかる意味において、民主主義とは国家形態に他ならず、超階級的な民主主義などありえない。ブルジョア国家にあっては、金、資本、土地など私的所有を考えに入れなければたしかに全市民は「平等」である。ブルジョアジーの民主主義は、私的所有、賃労働制のうえにそびえたつブルジョアジーの独裁を不断に強化するための民主主義である。プロレタリアートが闘いとらねばならない民

民主主義は、私的所有、賃労働制を廢絶するための、全ての被抑圧階級、勤労大衆のための民主主義である。ブルジョアジーは自らの支配を強化するために暴力装置を強め、官僚機構を強め、労働者人民を抑圧する。権力を握ったプロレタリアートは、私的所有、賃労働制にしがみつき、敵対し反抗するブルジョアジー、有産階級を抑圧するために自らの暴力を強め、行使する。ここには、一切のセンチメンタリズムの入り込む余地はない。民主主義をたたかいたこととは、必然的に勤労大衆のための民主主義を行使するプロレタリアートの独裁の承認へみちびく。

まさしく、プロレタリアートの独裁だけがブルジョア民主主義——この金持のための民主主義のウソ、虚構、偽善から圧倒的多数の労働者人民を全面的に解放し、貧しいものたちのための民主主義をうちたてて、民主主義の利益を実際に労働者人民に開放することができる。民主主義と独裁とを対立させたり、互いに他を排除させることはあやまりである。どの階級が権力を握っているかこそが本質的であり、そのことによって民主主義の階級性が決定されるのである。

う可能性を保証していない国は存在しない。

プロレタリアートは、暴力をもってブルジョアジーの支配をうちたおし、常備軍と官僚制度をこっぴどみじんにすることによって権力を握らねばならない。プロレタリアートは武装した行動的組織をもって既存の国家組織におきかえねばならない。こうして勝利したプロレタリアートの権力は独裁以外のものではありえないのである。だがしかし、プロレタリアートの独裁は、ブルジョアジーの独裁とは本質的に異なる。

第一に、プロレタリアートの権力は、人民大衆に、大多数者たる労働者、勤労大衆に立脚することである。旧権力が、極少数の有産階級と高級役人及びその腰巾着どもによる圧倒的多数者たる勤労大衆に対する不信と買収と欺瞞にもとづく権力であるのに対して、あたらしい権力は、もっぱら膨大な人民大衆の政治への、権力機関への参加とその信頼によって成立することである。

第二に、この権力は直接に武装し、人民大衆から隔絶し、また人民大衆への敵対によってのみ成立つ暴力装置を解体し、武装した労働者人民によって支えられていることである。

まさしく独裁とは、力に立脚して既存の法律に立脚しない無制限な権力のことである。

第二インターナショナルの著名な指導者であったカウツキーは、独裁は「一個人の単独権力」を意味するとのべ、「民主主義の廢棄を意味する」と主張した。そして独裁を「支配の状態」と解釈することによって、革命的暴力を否定し、「平和的に、すなわち民主主義的な方法で」おこなうべき変革を語った。

今現在、日本共産党がこの見地をうけついで、独裁が階級の独裁であることをおおいにかくし、「プロレタリア執政」などという珍訳語をもってくることによって、プロレタリア独裁、暴力革命を否定し、ブルジョア独裁の下でのあれこれの改革のかわへ身をよせている。

ブルジョアジーがいかなる統治形態（君主制であろうと共和制であろうと）をとつていようと、その支配は、ブルジョアジーの独裁であることに変わりはない。法律の制定において議会主義の形態をとつていたとしても、憲法上あるいは他の法律において、ブルジョア支配秩序が破壊される場合に、公然と労働者人民に軍隊をさし向けたり、戒厳状態をしき、既存の法律を骨ぬきにしてしま

第三に、この権力は、労働者人民の独自の創造の所産として、いかなる既存の法律や法規にもよらず、まったく革命的なやり方できり出された決定とその実行にも直接的に責任を負う行動的機関として存在するということである。

第四に、労働者人民による政治的自由の奪取を名実ともに保証し、労働者人民に対する敵対者を抑圧し、自発的意志にもとづき中央集権的権力の下に全人民を統一するということである。

歴史上、一八七一年のパリ・コミューンにおいて萌芽的にあらわれ、一九一七年十一月ロシア革命において、出現したプロレタリアートの権力は、まさしくこのようなものであった。この権力は、ふるい権力とならんで、ふるい権力に抗して、それと闘うことを通じて成長し、出現した。

われわれは、かかる権力こそが、プロレタリアートの解放、全人類の解放をなしとげうる権力であると考える。

以上のことから、軍事問題を考察するに当って考慮しておかねばならないことは、プロレタリアートの権力は、まさしく直接的な革命的暴力に立脚する権力だということ

とである。労働者、勤労大衆に直接依拠し、支配階級との闘いの中で生れ、もはや特殊に武装した人間の集団としての暴力装置をもたず、逆にそれをこっぴみじんに粉碎することによって成長した権力だということである。

#### (ハ) 暴力革命と軍事問題

階級に分裂した社会がはらむ本質的な暴力性は、敵の出方うんぬんの小ブルジョアの議論をのりこえた地点で、プロレタリア革命のはらむ本質的な暴力性の承認へみちびく。

「暴力は、マルクスの言葉を借りれば、新しい社会をはらんでいるあらゆる旧社会の助産婦であるということ、暴力は、社会的運動が自己を貫徹するための、そして硬直し死亡した政治的諸形態をうちくたくたのための道具である」(エンゲルス「反デューリング論」)

「革命が必要であるのは、たんに支配階級が他のどんな方法によつてもうちたおされえないからだけではない。さらにうちたおす階級が、ただ革命においてのみ、いっさいのふるい汚物をはらいのけて社会のあたらしい樹立の力をあたえられるようになりうるからである。」(マ

ルクス「ドイツ・イデオロギー」)

暴力はそれを行使する主体にとつて一つの意志的行為というだけではなく、暴力をはたらかせるためにはきわめて実在的な条件、すなわち道具が必要である。暴力の勝利は武器の生産にもとづいており、そして武器の生産はさらに生産一般に、すなわち経済的支配力に、その暴力がもちあわせている物質的手段に依存している。

封建制度の極権を打破して支配権を握ったブルジョアジーは、自らが支配する生産条件と交通形態にもとづいて、それを媒介に、武装、構成、編制、戦術、戦略を改変した。国家財政、国民経済と不可分に結びつき、国民軍を前提として一般的兵役義務を実施し、軍隊の編制と戦闘法の全体を人民の技術的質とその量的参加に依存する常備軍の形成がそれである。

この常備軍は、権力を握ったブルジョアジーの自らの支配を守り、強化するための手段である。この常備軍の形成とその強化において、ブルジョアジーは、社会的な暴力の支配的担い手として、さらに暴力の目的意識的適用者として、たちあらわれているのである。ここにおいてブルジョアジーは、暴力を一つの政治的制度たる暴力

装置としてうちたて、プロレタリアート人民を抑圧して

いるのである。こうしてうちたてられたブルジョアジーの暴力の体系は、一定の政治目的を貫徹するための手段としての意義をもつ軍事として機能しているのである。

政治運動でない社会運動が存在しえないように、それ自身政治性をもたない軍事的闘争はありえない。だが、軍事が手段としての意義をもつのは、それが一定の政治目的のために目的意識的に行使される限りにおいてである。

プロレタリアートの武装もまた、現在の社会の経済的社会的諸条件に依存している。プロレタリアートは、自らがおかれている経済的社会的諸関係において、武装をかちとりうる条件をもっている。武器の製造、修理、運搬を工場で強制されるときにも、軍隊に徴募され、武器の使用法等の技術、軍事的能力の獲得を固々において程度の差こそあれ強制されている。またプロレタリアートは連帯を求めめる被抑圧人民、インテリゲンチヤから諸々の軍事的知識を自らのものとするることによつて、この社会政治制度を根底からくつがえす軍事的能力を自らのものとしうるのである。

ブルジョアジーは、自階級およびその腰巾着どもだけでは、自らの抑圧支配のための軍事機構、体系を維持できない。多数のプロレタリア人民を強制して軍隊に徴募し人民から隔離し、物いわねロボットに仕たてることなしには、また工場で労働者によつて武器を製造することなしには、またそのことによつて少なからぬ労働者人民に軍事技術をほどこし、支配階級の側に立つことを強制することなしには、自らの支配を維持するための機構を存続させることはできない。

だが、これらは、ブルジョアどもの思惑とは逆に、またプロレタリアートが自らの利益のために武装しうるための客観的条件をもつくり出しているのである。

革命党と固く結合し、武装し闘うことの必要性を理解したプロレタリアは、軍事技術を目的意識的に自らのものとし、権力の弾圧をくぐりぬけて着実に軍事的能力を広汎な労働者人民と共有していくことができるのである。ブルジョアジーの権力の下に抑圧されているプロレタリアートは、軍事問題に深く注意を払い、自らの軍事的能力の獲得をなによりもまず、権力の奪取のための全人民的武装蜂起のための準備として目的意識的におこな



わなければならぬ。プロレタリアートが武装をかちとりうるための一切の件をうるために利用しつくしていくのでなければならぬ。

ブルジョアジーは、なによりもまず自らの支配、政治権力の安泰のためにこそ、軍隊、警察、監獄などの暴力装置を集中、強化している。プロレタリアートの武装が、個々の改良的闘いの手段に限られている限りでは、決してプロレタリアートはブルジョアジーの支配からのがれることはできず、いわんや自らの解放をかちとることはもちろんできない。

プロレタリアートは、自らの解放の不可欠の条件である政治権力の奪取のために、武装をあらゆる困難を克服して目的意識的におこない、ブルジョアジーの支配を転覆すべく、闘うことが必要である。

われわれは、社会が階級に分裂し、人による人の搾取が存在する限り、戦争が不可避であることを知っている。そしてまた、この階級に分裂した社会を止揚し、この搾取を絶滅するためには、戦争なしにはすまされぬといふことも知っている。

これまで有産階級による支配は、暴力的弾圧をぬぎに

しては、ありえなかつた。また有産階級は、自らの利益と相互の対立に際して、無産階級をそれぞれ強制し、互いに戦争をしかけ、自らの強盜的利益を満足させてきた。

われわれは戦争一般を決して否定しない。戦争にもいろいろある。われわれは、圧制者に対する人民の戦争を断固として擁護する。これは現在の社会において唯一の正義の戦争である。プロレタリアートはこの正義の階級戦争に勝ちぬくことなしに、戦争一般を決してなくすことはできないし、自らの解放をかちとることはできない。

抑圧者、搾取者の武装をうち破る自らの武装を目的意識的に準備することを放棄するものは、そして、自らの正義の戦争を回避せんとするものは、空想主義者かセンチメンタリズムに毒された俗物である。奴隸として搾取者の足下にひざまづくことを賛美する俗物である。

そして抑圧者に対する戦争を最後まで貫徹せんとするものは、政治権力を自らの手に奪取することを直接にめざす武装蜂起について、真剣な考慮をほらねばならぬのである。

## 二、政治闘争の最高の形態としての

### 武装蜂起

#### (1) 闘争形態の一つとしての武装蜂起

ブルジョアジーから全権力を奪取せんとするものは、武装蜂起に真剣な考慮をほらねばならぬ。一都市あるいは一地方規模の蜂起やあるいは自然発生的蜂起、叛乱についてではなく、われわれが目的意識的に計画し実行する全人民的武装蜂起について真剣な考慮をほらうことは、革命の勝利にとって不可欠な事柄である。

武装蜂起は、政治闘争の最高の形態である。同様に、武装蜂起もまた異なった形態をとった政治闘争の継続に他ならない。武装蜂起は、全権力の掌握をめざすことを直接の目的とする。政治闘争が階級と階級の政治権力をめぐる闘争とすれば、プロレタリアートにとって

武装蜂起は、政治権力の奪取による階級間の政治的力関係の逆転をめざすものである。抑圧され、支配されてきた階級IIプロレタリアートが政治的支配を確立し、自らが支配階級となるために不可欠な政治権力の奪取を直接

に目的とする政治闘争に他ならない。

権力の奪取後も、階級対立が存在する限り、政治闘争は不可避である。否むしろ、プロレタリアートが権力を握った後もプロレタリアートとブルジョアジーの間の闘いは激裂をきわめるであろう。ブルジョアジーは自らの階級的利益を保証する私有財産制度を維持するために死ぬものぐるいの抵抗に出、プロレタリアートの支配の転覆のために反撃するであろう。

だが、かかる闘いを規定するのは誰が、どの階級が政治権力を握っているかということである。

その意味で、武装蜂起は、権力をめぐる闘いのその一定の発展段階における決戦である。

このような武装蜂起は、一つの政治闘争であるだけでなく、また一つの闘争形態に他ならない。闘争形態は、ある一定の政治目的を達成するための手段であり、その政治目的に従属するものである。

われわれは、闘争形態について次のように考える。

第一に、われわれは、闘争形態を何かしら思いつきのあるいは観念的に提起することを拒否する。われわれは闘争形態の問題を考えるに当ってプロレタリアート人民

の歴史的、現在の闘いの中で、生み出してきた諸々の闘争形態を目的意識的にとらえ返すことを前提とする。だから、われわれは、闘争形態の種類はこれ限りだとかあるいはある特定の闘争形態にしがみつくとを是とする主張とは一切無縁である。プロレタリアート人民が、これまでその大衆的実践の中で次々と新しい闘争形態を生み出してきたし、またそのときの闘いをめぐる諸関係の変化にもなつて、新しい独創的な闘争形態が生み出されてくることをわれわれは承認するものである。革命党の任務は、これらの闘争が組織性、目的意識性をもつたものとして、闘われるよう指導することである。

第二に、われわれは、闘争形態の問題を歴史的具体的に考察する。具体的な歴史的情勢、闘争主体と闘いの目的とするところを考慮することなしに、特定の闘争形態を教条化することは、その闘争の敗北を準備するものである。また政治的諸関係だけでなく、民族的慣習、地方地方で異なる生活様式その他の社会的条件によつても闘争形態は種々の変化をもつこともありうることである。

われわれは、これらをつまえた上で、一定の情勢、一定の政治的関係の下で、特定の闘争形態を承認する。

労働者階級人民の闘いの武器とされてきた。

ここで、われわれが特別の注意をほらねばならないのは、武装蜂起である。それも、一都市、一地方での部分的な蜂起のことではなく、全人民的武装蜂起について特別の注意をほらねばならない。

政治闘争は、周知のごとく、階級と階級の分野における闘争であり、それは必然的に国家権力をめぐる闘争としてあらわれる。

被雇用者と雇用者という個人的関係ではなく、支配、被支配の関係にある階級と階級の間には政治闘争以外のものではない。全人民的武装蜂起は、その支配、被支配関係の転覆のための闘争形態である。われわれが、特別の考慮をほらねばならないのは、まさしくこの点にある。権力に一定の譲歩を迫ったり、あるいは抗議、糾弾したり、あるいは自己の闘いの防衛のためであったり、あるいは諸々の政策を直接的にやめさせたりすることを目的とする闘争手段は、種々の形態でありうる。また支配階級や権力を疲弊させたり、支配を部分的に混乱に陥し入れたりする闘争形態も種々の形態でありうる。

労働者の雇い主に對する経済的諸条件をめぐる闘いにおいては、歴史上、ストライキが主要な闘争形態としてあったし、またそれは現在においても主要な闘争形態となつてゐる。

政治闘争においても、種々の立法をかちとることを目的とした闘いでは、やはり、ストライキ、そしてデモンストレーションが主要な闘争形態となつてゐる。

これらの雇い主や政府に對して、一定の譲歩を迫る闘いには最も有効な手段となつてゐる。だが、われわれは、これらの闘いには必ずストライキやデモに限るべきであるとかあるいはそれ以外の闘争手段がありえないと主張することはできない。

まして、政治闘争にあつては、ましておやである。政治的な諸関係に應じて、また社会的情勢の変化にもなつて、歴史上知られていない新しい闘争形態が不可避となることも充分ありうることである。政治闘争において、政治的ストライキ、政治的デモンストレーション、市街戦、種々の建物の占拠、バルチザンの戦闘、武装蜂起等——これらまで歴史上、種々の闘争形態が生み出され、

だが、われわれは、全権力の奪取を直接の目的とする闘争形態としては、無条件にこの全人民的武装蜂起を承認する。この武装蜂起に至る過程で、戦争的形態をとっているか、またそうではなく武装して闘いつつもまだ戦争的形態をとっていないかにかかわりなく、このことを承認する。支配階級がわれわれの力に恐れおののき、自ら権力を明け渡すのならいざ知らず、われわれはかかる状況を想定することはしない。

(ロ) 武装蜂起は一つの技術である

すでに確認したように、武装蜂起は政治闘争の一形態であり、しかもその最高の形態である。

また、武装蜂起は一つの技術でもある。武装蜂起は、それが一たん決定されたならば、徹頭徹尾技術として取り扱わなければならない。

この二つの規定は、一見矛盾するように見える。だがそうではない。武装蜂起は、政治闘争のある一定段階における特殊な貫徹形態である。武装蜂起は、それが武装した闘いであるということにおいて、特殊なのではない。武装ということであれば、ブルジョアジーとその親衛隊

ども、そしてブルジョア国家権力との日常的な不断の闘いの中で、不可欠であり、片時も忘れてはならないことである。武装蜂起が政治闘争の特殊な——その意味では最高の——貫徹形態であるというのは、直接的具体的に全権力を奪取すること、全人民をまき込みすべての革命勢力を集中させ支配関係の一挙の転覆をかちとるという意味において特殊なのである。

全権力の奪取を一挙的に実現するという場合、その全権力の奪取ということに即応した闘争形態が必要である。一たん決定された武装蜂起は、全権力を奪取するという政治目的を達成するための手段として徹底化されねばならないのである。まさしく、一たん決定された武装蜂起において、全権力を現存的に奪取するために一切の活動がそのために集中して具体的に系統づけられなければならない。すでにその段階にあっては、攻撃目標、戦闘部隊の配置、攻撃開始の時刻等々の攻撃計画が決定的意義をもつという意味において、蜂起を技術として取り扱うということが不可欠なのである。そこでは、一切の優柔不断、ちゅうちょは、すべて敗北への道に通じているといわねばならない。

ちいておこなう計算のようなものであって、その数値は毎日変化するかも知れない。諸君に対抗する勢力は、組織、規律および伝統的權威においてあらゆる利点をもっている。諸君が、そうしたものに對して非常にまさった条件をもつてこない限り、諸君は敗北し破滅するであろう。

第二に、一旦叛乱の過程にはいったならば、最大の決断をもって行動し、かつ攻勢にでなければならぬ。守勢をとることは、あらゆる武装蜂起において死である。その蜂起は敵と勝敗を決するまえに破綻する。諸君の敵の力が分散しているうちに、かれらを不意におさえ、たとえ小さくとも、毎日、あたらしい成果をあげるように準備せよ、最初の蜂起の成功が諸君にあたえた精神的優勢をたもちつづけよ、いつもいちばんつよい衝撃にしたがい、かついつもより安全ながわをさがしとめている動揺分子を、諸君のがわに糾合せよ、諸君の敵が諸君に對してその兵力を集結することができないうちに、かれらに退却をよぎなくさせよ、今日までのところ、革命的政策に関する最も偉大な教師であるダントンの言葉をかれば、「大胆なれ、大胆なれ、あくまで大胆なれ！」

マルクスとエンゲルスが一八四八年のドイツ革命において総括して語り、レーニンが一九〇五年および一九一七年のロシア革命に際して語っているように、蜂起を技術として取り扱うことの重要性を、われわれはまたわれわれ自身の重要な教訓としてふまえておくことが不可欠であろうと思われる。

次に少々長くなるが、マルクスとエンゲルスがドイツ革命の教訓としてのべている箇所を引用しておこう。

「ところで叛乱というものは、戦争その他とまったく同様に、一つの技術であって、ある一定の運動法則に支配されているものである。そして、それらの法則は、もしこれを無視するならば、無視した党の破滅をもたらすであろう。それらの法則は、そういう場合に対処しなければならぬところの諸党派と諸事情の性格から論理的に演繹されたものであって、きわめて簡單明瞭なものであるから、一八四八年の短い経験によつてさえ、ドイツ人はかなりよくそれを会得したほどであった。

第一に、自分の行動の結果に、自若として対処するにたる充分の準備がなければ、決して叛乱をしかけてはならない。叛乱というものは、きわめて不定な大きさをも

（「革命と反革命」マルクス、エンゲルス著 岩波書店 版P一四九〜一五〇）

レーニンは、一九一七年の十月二十一日に次のように書いた。

「論じなければならぬことは、すべての同志に十分明白になっていない点、すなわち、ソヴィエトへの権力の移行が、現在では実際問題として武装蜂起を意味するのだということである。……いまの時点で武装蜂起を拒否することは、ボルシェヴィズムの主要なスローガン（すべての権力をソヴィエトへ）を拒否し、また総じて、革命的プロレタリア的国际主義全体を拒否する意味をもつてであろう。

だが、武装蜂起は政治闘争の一形態であって、特殊な諸法則に従うものであり、それらを注意深く熟慮する必要がある。カール・マルクスは、『武装蜂起は、戦争と同じく、技術である』と述べることによつて、この真理をきわめてあざやかに表現した。

マルクスは、この技術の主要な法則のうちからつぎのものをあげている。

（一）けつして蜂起をもてあそんではいならない。蜂起

を開始したら、最後までやりぬかなければならないことをしっかりわきまえていなければならぬ。

(二) 決定的な地点に、そして決定的な瞬間には、きわめて優秀な兵力をかならず結集すること。さもないと敵は準備や組織の点でまさっているのだから、蜂起部隊を壊滅におとし入れるであろう。

(三) いったん蜂起が開始されたならば、最大限の果敢をもつて行動し、かならず、無条件に攻勢をとらねばならない。『守勢は武装蜂起の死である』。

(四) 敵の不意をうつように努め、敵軍がちりぢりになつていふあいだにチャンスをつかまねばならない。

(五) ぜひとも『士気の優勢』を保ちつつ、たとえ小さくてもよいから、毎日(一都市の場合だったら時々刻々に)成功をかちとらねばならない。

マルクスは、武装蜂起にかんするあらゆる革命の教訓を『歴史上もつとも偉大なる革命的戦術の大家ダントンの』大胆なれ、大胆なれ、かさねて大胆なれ』という言葉で総括した。

それをロシアに、そして一九一七年の一〇月に適用すれば、こうなる——ペトログラードへの攻撃を、かならず

ず外部からも内部からも、労働者地区からも、フィンランドからも、レヴァルからも、クロンシュタットからも、いっせいに、できるかぎり不意に、敏速におこなうこと、

全海軍の攻撃をおこすこと、一万五千から二万(あるいはそれ以上)におよぶわが国の『市民防衛隊』(士官学校生徒徒)、『ヴァンデー部隊』(コザック部隊)等々にたいして、はるかに優勢な兵力を結集すること。

われわれの三つの主要戦力——海軍、労働者部隊、陸軍部隊——を連合させて、かならず、(イ) 電話局、(ロ) 電信局、(ハ) 鉄道の駅、(ニ) なかでも橋、を占拠させ、そしてどんなに死傷者の犠牲を出してでも、それを守りぬくこと。

もつとも果敢な分子(われわれの『突撃隊員』と青年労働者、さらに優秀な水兵からなる)を選択して小部隊をつくり、かれらにすべての最重要地点の占拠にあたらせ、いまいたるところであらゆる重要作戦に参加させること、たとえば、

ペトログラードを包囲し、孤立させ、海軍、労働者、陸軍の共同攻撃によってその市を占拠すること。これは、技術と三倍の大胆さが要請される任務である。

小銃および爆弾で装備したいちばんすぐれた労働者の部隊を編成し、全滅しても敵を通すな、というスローガンのもとに、敵の『中心』(士官学校、電信局、電話局、その他)の攻撃と包囲にあたらせること。

いざというとき、行動が決定されたなら、指導者諸君がダントンとマルクスの偉大な遺訓をうまく応用することを、われわれは期待しよう。

ロシア革命ならびに世界革命の成功は、二、三日の闘争にかかっているのだ。」(レーニン『一局外者の助言』レーニン全集第二六卷一七七—一七九ページ)

ボルシェヴィキの全面的指導の下に、ペトログラード労働者・兵士代表ソヴェト軍事革命委員会は、一九一七年十一月七日午前十時、臨時政府を打倒し、全権力を掌握した。

この武装蜂起に参加した労働者、兵士は、すばらしい組織性、規律性、行動力を発揮し、敵の結果を許さず、市庁、主要駅、橋、電信、電話局を占拠し、冬宮での反撃を一撃で粉砕し、政府閣僚を逮捕したのである。

この武装蜂起について、十月七日革命勝利の当日、開催されたペトログラード労働者、兵士代表ソヴェトは、

その決議において次のようにのべている。  
「ペトログラード労働者・兵士代表ソヴェトは、ペトログラードのプロレタリアートおよび守備隊の革命が勝利したことを歓迎する。本ソヴェトは、このまれにみる血をみなかった、まれにみるほど成功した蜂起のなかで、結束力、組織、規律、完全な一致を大衆が発揮したことを、とくに強調する」。

マルクスが総括し、レーニンがそれをうけて提起した、一旦決定された蜂起を技術として取り扱うことという内容は、一九一七年の十一月七日の革命において、完全に実行された。

当時の階級関係および軍事技術の水準をもって、そのまま、現在に於てはめることはできないことは言うまでもないことである。

たしかにマルクスやレーニンの時代と現在との相違点は、数多く存在するであろう。それらは、われわれがプロレタリアート人民を権力との最後の決戦の配置につけ決戦に勝利する全過程において、われわれの活動の方向方法を規定する要因ではある。だが、一旦われわれが最後の決戦の配置につき、攻撃目標と攻撃部隊その他武装

蜂起の全期間にわたる攻撃計画をたてたとき、前述のマルクスとレーニンの提起は、われわれの実践的行動の教訓としてふまえられねばならないであろう。

われわれのおこなう革命が世界的にいかなる結びつきの下でおこなわれるか、その革命の目標とするものは何か、諸階級がその革命でいかなる役割を果たすか、権力奪取後の革命的諸方策はいかなるものか、いかなる階級が権力に参加するか等々の問題は、常に歴史的かつ具体的な問題である。だが、これらの問題がどのようなかたちをとろうとも、全権力を奪取するという政治目的を貫徹するということが変わらない限り、蜂起を技術として取り扱うことによつてのみ勝利は保証されるのである。

#### (イ) 武装蜂起の目的意識的準備

武装蜂起の目的意識的準備なしに、蜂起の勝利を語る事ができないのは言うまでもない。

だが、武装蜂起の実際上の計画という意味では、われわれが蜂起すべき条件がそろつたと判断したその時の具体的情勢における諸条件を厳密に考慮することなしにはありえない。

隊は、攻撃を探知され、あるグループが所定の時刻以前に攻撃に入ったために、これまた失敗した。第三大隊もその中のあるグループが攻撃時間を知らされていないために、攻撃を開始できなかった。朝五時に開始したレヴアル蜂起は、九時には粉碎されてしまったのである。

このような攻撃部隊にとつて組織性、規律性は決定的役割を果たすとともに、各部隊の連絡、大衆的決起との結合の指導においても決定的役割をもつものである。もちろんレヴアル蜂起では、攻撃目標を攻撃するのにはあまりにも人数が不十分であつたという点が存在した。しかしその弱点を拡大させる役割を組織性の欠如が果たしたことは否めないのである。

第二は、軍隊内での活動と敵の武装部隊の解体をめざす闘いである。

われわれは、プロレタリア人民が存在するすべての場所に対して、その組織化のために闘う。軍隊として例外はない。われわれは軍隊内のプロレタリア人民の組織化を工場内のプロレタリアの組織化と特殊的に区別しない。われわれは、工場内であろうと軍隊内であろうと、抑圧され、虐げられたプロレタリアが自らの階級としての歴

史的使命を果たすよう働きかける。このことについて何らの区別だてもない。

また、プロレタリアートは、革命においてこの敵階級の暴力装置をこっぴどみに粉碎、解体しつくすことな

史的使命を果たすよう働きかける。このことについて何らの区別だてもない。

また、プロレタリアートは、革命においてこの敵階級の暴力装置をこっぴどみに粉碎、解体しつくすことな

くして、自らの支配をうちたてることはできない。

したがって、われわれの軍隊内での活動は、この軍隊を決定的時に解体しつくすことを主要な目的とするものでなければならない。軍隊内の細胞は、まさしくかかる任務を果たすものでなければならないのである。

ブルジョア軍隊は大きく分けて将校団と下級兵士とから構成されている。下級兵士のほとんどはプロレタリア人民出身である。われわれは、下級兵士と将校団との利害の対立を激化促進させ、将校団を孤立させ、攻撃をこの将校団に集中しなければならない。そして、大部分の下級兵士を味方にひき入れ一部を中立化させ、将校団の動揺をかちとり最終的に解体しつくすことが必要である。

われわれは、下級兵士に対して、直接的に物理的攻撃を加えることを一般的に承認するということほししない。下級兵士に対してはその大部分が説得、思想「工作」であるだろう。だが、蜂起が日程にのぼっているか、ある

いは、プロレタリアート人民の闘いの未来を決定するよ  
うな決定的戦闘に際して、物理的なせん滅戦をしかける  
ことを回避するものは日和見主義者に他ならないであ  
らう。

また軍隊に対する工作活動と同様にわれわれが心にと  
めておかねばならないものは、敵の武装部隊（民間も含  
む）をかく乱、疲弊、混乱させる闘いである。この闘い  
において考慮しなければならないのは、労働者人民の大  
衆的闘いの高揚に依拠し、この闘いの拡大発展に寄与す  
るということである。この闘いの闘争形態としてふさわ  
しいのは、バルチザンの戦闘である。軍隊やその他の暴  
力組織の施設、機器、武器庫を攻撃し、戦闘能力に打撃  
を与え、敵を混乱、疲弊させることは、労働者人民の武  
装を促進させ、闘いの拡大発展をかちとるうえで重要で  
ある。

第三に、武装蜂起に関連する他の闘争手段に習熟する  
ということである。

武装蜂起は、常にとの部隊も攻撃的に攻勢を維持しう  
るとは限らない。ある部隊は、橋や一定の建物を占拠し、  
そこを死にものぐるいで防衛することが、またある部隊

は、守勢に追い込まれ、市街戦を余儀なくされることが  
十分ありうる。また武器の供給が充分でなく、部隊によ  
っては貧弱な用具で大衆の力に依拠して攻勢をとる場合  
もありうる。また、武装蜂起においては、精鋭部隊によ  
る奇襲に大衆的な決起を結合させることが不可欠である。

このようなときに、ある特定の闘争手段にしがみつ  
くのではなく、情況に適応した闘争手段を選択し、全体の  
攻撃の成功のために寄与することがきわめて重要となっ  
てくるのである。

第四に、軍事技術を習得することである。

これまでの蜂起で、奪取した武器（例えば大砲や機関  
銃）の使用法を知らないために、蜂起軍が持続して攻勢  
を維持しえず、敗北した例は数多い。

現在では、これらの火器だけでも多様化し、さらに航  
空機、ヘリコプターが内戦に参加している。蜂起軍が使  
用しえない武器は破壊することを目的として攻撃するこ  
とが正しいとしても、それは軍事技術の習得に最善をつ  
くした結果としてとられねばならない方策である。

また軍事技術は、格闘術や銃剣術などにおいても必要  
であり、また奇襲戦、夜間攻撃、偵察行動、山岳での戦

闘、都市での戦闘、軍事機器の破壊の方法、橋、滑走路、  
鉄塔などの破壊の方法などにおいて、習熟することが不  
可欠なのである。

こうした技術は、一朝一夕にして会得できるものでは  
なく、長期にわたる訓練の結果としてはじめて可能とな  
るものである。

以上、四点について、概略的に明らかにしてきたが、  
これら軍事上考慮すべき事柄は、またそれ自身としてさ  
らに深められるべき事柄である。

## (二) 武装蜂起勝利についてのレーニンの提起

武装蜂起の勝利のためには、革命党と革命勢力の蜂起  
の主體的準備が不可欠である。だが、その主體的準備と  
は、机上の計画としてではなく、敵の武装力との厳密か  
つ具体的な関係においてはじめて実践的たりうるもので  
ある。したがって、党員が何人おれば、また革命勢力が  
何人になれば、蜂起は勝利できるなどということはでき  
ない。

まさしく武装蜂起の勝利は主客の力関係の判断をぬき  
にしてはありえないのである。

その意味で、敵の要塞の包囲が、これで完全になしき  
れたなどと主張する段階がそれ自身で存在する訳ではな  
い。主客の力関係にもとづいて、包囲かつ陥落のための  
攻撃へと移行する判断は常に実践的なものとして存在し  
ているのである。

レーニンは、武装蜂起を以下の条件の下で技術として  
とり扱うべきことを主張している。

「蜂起が成功するためには、陰謀や、政党に依存する  
のではなく、先進的階級に立脚しなければならない。こ  
れが第一である。蜂起は人民の革命的高揚に立脚せねば  
ならない。これが第二である。蜂起は、高揚しつつある  
革命の歴史のなかで、人民の前衛的隊列の活動性をもつ  
とも大きくなり、敵の隊列と、弱くて中途半端で優柔不  
断な革命の支持者たちの隊列の動揺がもっとも強くなる  
ような、転換点に立脚せねばならない。これが第三であ  
る。蜂起の問題を設定するうえで、これら三つの条件の  
点で、マルクス主義はプランキズムと異なる。しかし、  
ひとたびこれらの条件がそろったときに、蜂起を技術と  
して取り扱うことを拒むのは、すなわち、マルクス主義  
を裏切り、革命を裏切ることである」(「マルクス主義

と蜂起」レーニン)

レーニンは、この文章を一九一七年の九月に書いた。レーニンは一九一七年二月の革命によってツァーリが打倒され、臨時政府とソヴェートの「二重権力」状態が形成されている中で、そしてボルシェヴィキのソヴェート内での多数派工作を最大限追求する中で、前述の三つの条件をあげたのである。

われわれが、われわれ自身の問題としてとらえた場合に、レーニンがあげた三つの条件をそのまま適用できないのはいうまでもないことである。なぜなら、この三つの条件とは何かしら、蜂起を準備し活動してきた組織主体の問題をはなれて、客観的にいつでもあてはまるものなどとは決して考えることはできないからである。また、レーニンのあげた三つの条件は、ロシアにおける革命を目的意識に追求してきたボルシェヴィキにとってのみ最も現実的な内容であったからなのである。

われわれが、プロレタリアートの基幹部隊の組織化を忘れ、自らの武装と軍隊工作を忘れ、労働者人民を権力との決定的闘争へ導く系統的指導を忘れ、さらに何かしら、革命的情勢の到来を願望するとしたら、それはあわ

れむべきベダントとして笑われてしかるべきである。

またレーニンが、ブランキズムとの相違点として一般化して、提起しているのだということに注意しなければならぬ。そして、われわれの判断は常に具体的な諸関係の下でのみ下されなければならないことを確認しなければならぬ。

だが、われわれは、ボルシェヴィキが軍事組織をもち、またソヴェートに結集していたプロレタリアートの中で大きな影響を保持し、ブルジョアジーに対して決定的な闘いへ労働者人民を指導する能力をもち、蜂起を指定し、遂行しうる体制を保持していた中で、レーニンが提示したことを考慮しつつ、かの三つの条件についてわれわれが、そこからいくつかの教訓を導き出しておくことは必要なことである。

第一に「先進的階級に依拠すること」——この提起は、「陰謀や政党内に依存するのではなく」ということわりをもって提起されている。このことは、権力を握っている階級と和解しがたく敵対しており、最後まで革命を完遂する能力をもった階級——プロレタリアートの戦闘組織において多数派を形成すること、わが党の下にプロレタ

リアートの活動的分子の大部分を結合することを意味している。レーニンは、この闘いを「陰謀や政党内に依存する」ことにおきかえてはならないことを提起したのである。

第二に、「人民の革命的高揚に立脚」すること——レーニンは、プロレタリアートの革命的な高揚とはいわずに、「人民の」として提起している。まさしく、プロレタリアートのみではなく、権力に対して、被抑圧階級の大部分が、現体制の下ではもはや生活しえないと感じていること、被抑圧階級の大部分が革命的な変革を希望しているという状況をさしている。かかる状況は、プロレタリアートの他の被抑圧階級に対して数的にも劣っている場合には、決定的に主要な判断の材料となるであろう。

プロレタリアートと異なって他の被抑圧階級の場合には、支配階級のその時々々の政策、あれこれの約束に対して動揺しやすく、革命を最後まで完遂するということは必ずしも保証しえないからである。しかも、「人民の革命的な高揚」は、支配階級となるべく闘っているプロレタリアートが、他の人民諸階層に対していかなる利益を保証しようとしているか、とりわけ農民にあっては、いか

なる土地政策を実施しようとしているかにも決定的に依存している。実際、ボルシェヴィキは、従来の土地政策を転換させ、「農民に土地を与える」ことを約束し、圧倒的多数の農民と軍服を着た農民兵士を味方につけ、権力奪取に向けた闘いの高揚をつくり出していったのである。

第三に、「敵の隊列」と中間派の動揺の最高局面、「人民の前衛的隊列の活動性」の最大局面に依拠すること——武装蜂起は、味方の勢力を一点に集中し、敵の武装力を一挙的壊滅と力関係の一挙的逆転をめざすのであり、優勢な敵の武装力に対して奇襲によって対抗し、優勢に立つことに他ならず、敵の隊列の結集と反撃が一番弱い局面をのがさないこと、中間派が好意中立を守り、反革命に加担しない局面をのがさないことが必要である。そしてまた逆にプロレタリアートのみならず人民の前衛的部分が必要なあらゆる行動をとる用意をもっているような局面をのがさないことが必要である。この局面は、第二の「人民の革命的な高揚」局面における小局面として指定しうる。このような時期を選択する方が有利であるのは、もはや説明を要しないであろう。問題は、このような局

労共委中央機関紙

「怒 濤」 (毎月1日, 16日発行)

— ブランケット二面 —

一部 30円

郵送の場合 (固定購読)

1部 年間(24回分) 1,000円

5部以上 郵送料当方負担

申し込みは郵便振替が確実です。

(東京) 147121 怒 濤 社

面が存在するときに、ちゅうちょせず、一切の優柔不断をふりすて、行動を開始しうる組織的態勢をもっているか否かである。党が権力を握るのか階級が権力を握るのかなどという抽象的形式論義を排して、党を中核とする革命勢力が権力奪取のためにただちに戦闘を開始しうるか否かということである。われわれは、全プロレタリア1トの名において、いつでも権力を奪取し、それを担う用意をうち固めていかねばならないのである。われわれが断固たる不退転の決意と、死を賭した大胆かつ用意周到な戦闘を開始すればするだけ、権力の奪取はそれだけ容易であり、敵の反撃はそれだけ少なくなるであろう。(了)



PROLETARIAN

CORRESPONDENCE

No. 1 ~ No. 7

労共委中央英字機関紙

季刊 B4判 50 cent

150円

No. 7 (1973. 9. 10発行)

1. 日本帝国主義の海外進出
2. 中国とフランスの核実験に対するわが

委員会の態度

3. 世界の右翼的労働運動の現状

(メ モ)

(× 号)

## レーニンとスターリンの

## 戦術についての思想(ノート)

氷川 冷 二

はじめに

日本の戦闘的左翼諸派は、自己の組織の政治活動を、観念的な教条、思い付きによって規定し、政治情勢、階級関係の現実に立脚させずに試行錯誤をくりかえしてきた。

とりわけ、「戦略・戦術」という概念の実践的意図について厳密に検討、反省してみることなく「革命党の戦略・戦術とは……である」という歴史的具体的組織の活動抜き観念——独善的信仰——を「真理」としておしつけてきた。

わが労共委は、こうした観念的立場と訣別し、戦術は、具体的組織主体と離れては存在しないことを確認してき

た。そして、自ての政治的戦術を、政治情勢の唯物論的分析、客観情勢の厳密な分析、把握のうえにうちたてよう努力してきた。

わが労共委がプロレタリア解放闘争の前衛として、正しい戦術をうちたて、プロレタリア人民の信頼を勝ちとり、かつ、プロレタリアートの勝利のために革命的に闘い抜くうえで、レーニンら先達の政党戦術についての考察を学ぶことは有益であると考えた。

以下のノートは、かかる視点にたち、昨年五月に、まとめたものを、加筆訂正したものである。

## 一、レーニンの戦術上の思想

### a、「計画としての戦術」

レーニンは、一九〇四年に、経済主義者との闘争を総括し、「経済主義者と政治家との古い分化の根底によこたわっているのは、主として、戦術問題における意見の相異であった。」（『一步前進、二歩後退』）と述べている。レーニンは『なにかからはじめるべきか』『何をなすべきか』などで、「組合主義的政治」にたいし、「社会民主主義的政治を主張し、宣伝、煽動、組織、の活動の必要性を力説した。」

一八九一年結成されたロシア社会民主労働党が、ツアールの弾圧によって崩壊し、諸グループに分解している状況を克服し、政治闘争をすすめる強固な組織をつくりだすために、全国的な政治新聞とそれによる中央集権的党組織の再建する道を提起した。

「もしあらゆる情勢のもとにおける、あらゆる時期における政治闘争の試練をへた強固な組織がないなら、それだけが戦術の名にあたいする堅固な原則にてらされ、一貫して遂行される系統的な活動計画などは問題にさえ

なりえない。」（『なにかからはじめるべきか』）

戦術、活動計画の遂行のためには、強固な組織が必要であり、強固な組織がないかぎり、戦術にてらされた系統的な活動はありえないというのである。

「もしわれわれが、ぜひともきわめて長期にわたる活動を予定した、それと同時に、この過程そのものを通じて、どのような不測の事件にさいしても、またどのような諸事件の進行がやめられたときでも、自分の部署にあつて自分の義務をはたすことができるだけの用意をわが党に確保するような政治的戦術と組織計画をつくりあげることができないなら、われわれはみじめな政治的冒険主義者にすぎないことにならう」（『なにかをなすべきか』）

どのような事態にたいしても革命的に対処できる「政治的戦術」と「組織計画」をつくりあげること、これが、経済主義者たちの「過程としての戦術」にたいしてレーニンが対置したものである。

### b、「党の統一と戦術」

ロシア社会民主労働党の「一細胞」（レーニン）としての「イスクラ編集局」を中心とした宣伝、煽動を基礎術の統一を現実に準備しようとする人々にとっても、必要なことである。」（『二つの戦術』）ロシア社会民主労働党の完全な統一の基礎がほかでもなく戦術の統一にあるということがレーニンの立場である。

具体的かつ厳密に規定された戦術がなければ、党の各組織の活動を統一することができないばかりか、党の活動が不統一と混乱に陥ることは不可避である。一九一七年二月の革命からレーニンによる四月テーゼの提起とその全党的確認にいたるロシア社会民主労働党——ボルシェヴィキの混乱がそのことを示している。

### c、「革命党の規律と戦術」

レーニンは、『共産主義における「左翼」小児病』のなかで、「プロレタリアートの革命党の規律は何によってたもたれるのか？ それは何によって点検されるのか？ 何によって強化されるのか？」という問を發し、「プロレタリア前衛の意識、革命にたいする献身、その忍耐、犠牲、英雄主義」 「広範な大衆、まずプロレタリアート、さらに非プロレタリア的勤労大衆とむすびつき、接近し、とけあう能力」とともに「これら前衛の実行す

に、党の再建が、ロシア社会民主労働党第二回大会の召集、開催ではかられた。この第二回大会において、規約第一条をめぐる論争を軸に、ボルシェヴィキとメンシェヴィキに分裂した。

レーニンは、その総括において「綱領と戦術問題における統一は、党の統一と党活動の集中のために必要である」「われわれは、共同的組織の形式についてはいいださないでひとえに日和見主義との綱領上の闘争と戦術上の闘争という新しい諸問題について論じた。いまやこの闘争は、われわれが一般にみとめるところによると、すでに充分な統一を保証し、この統一は党の綱領のうち

に、戦術にかんする党の諸決議のうち

に定義づけられている」（『一步前進、二歩後退』）と述べている。

戦術は、綱領、規約とともに、党の統一の条件であり、保証であるというのが、レーニンの卓越した思想である。こうした立場は、ロシア社会民主労働党の統一が問題になったときにもうけつがれている。「マルクス主義の原則と革命の教訓の見地から、われわれの戦術を検討することは、たんに助言といったものにとどまらず、ロシア社会民主労働党の将来の完全な統一の基礎としての戦

る政治指導の正しき、政治的戦略、戦術の正しき」をあ  
げている。

このレーニンの考え方は、政治指導の正しき、戦術の  
正しき」が、革命党の規律をたもち、強める一つの条件  
であるということは、肝に銘ずべきことである。「政治  
的戦術の正しき」を、広範な大衆が納得し、党への大衆  
の信頼がかちとられるならば、プロレタリア解放のため  
に闘う党の規律がより高められるのである。

d、「政治活動の性格、方向、方法としての戦術」

第二回大会のレーニンを先頭とする多数派は、第二回  
大会後、「党の二つの中央部」、イスクラ編集局と中央  
委員会（—メンシェヴィキが多数派—）の大会決定  
違反という事態にたいし、独自に第三回大会を召集、開  
催した。レーニンは、この第三回大会に、「武装蜂起に  
たいする態度」「ロシア社会民主労働党の公然たる進出  
の問題について」「臨時革命政府への社会民主労働党の  
参加について」「農民運動の支持について」など戦術上  
の諸決議案を提出した。

ボルシェヴィキだけの第三回大会と同時にメンシェヴ

政治的態度を全体として厳密に規定するために、党大会  
で採用されるものである」（同）と、政党の戦術につい  
て定式化している。

ここで、レーニンは、第一に、政党の戦術といわれる  
ものは、政党の政治的態度、政治活動の性格、方向、方  
法であること、第二に、政党の戦術は、新たな任務、新  
たな政治情勢に対応しているものであること、第三に、  
「正しい情勢分析」と「正しい戦術」とは不可分な関係  
にあること、を主張している。

レーニンが政党の戦術という場合、そもそも前衛党の  
戦術とは……でなければならぬ、というような御宜  
託を説くのでなく、具体的な政党の政治活動の方向、方  
法、性格を政党の戦術というといっているのである。こ  
のことをしっかり把握しないと、労働組合などの戦術も、  
他政党の戦術も、自己の戦術であるかの如き幻想に陥り、  
党の存立をあらゆるくし、党の解体をもたらしかねないの  
である。また他方、革マルの如く、「組織戦術」なる概  
念をデッチあげるのはプロレタリアートの政治的任  
務を低め狭めめるものである。

革マル派は、「レーニンの前衛党組織論にもとづいて、

イキによる「協議会」が開かれたが、レーニンは、小冊  
子「二つの戦術」において、第三回大会と協議会の決議  
を比較検討し、メンシェヴィキの日和見主義をばくろし  
た。その中で、レーニンは、政党の戦術について検討を  
加えている。

「だが、ただ事件のあとからよろよろついてゆくので  
はなく、一貫したマルクス主義の原則の精神にしたが  
ってプロレタリアートを指導しようとする党にとっては、  
正しい戦術的決定をつくりあげることが、重大な意義を  
もっている。」（『二つの戦術』）とプロレタリアート  
にたいする指導にあって「正しい戦術的決定」が必要不  
可欠であることを述べている。

そして同時に、「これら二つの決議——三回大会と党  
から分離した部分部分の「協議会」——によって採択され  
た決議——のうち、どちらが当面の政治情勢をより正し  
くとらえ、どちらが革命的プロレタリアートの戦術を正  
しく規定しているか、という問題は、非常に重要性をも  
っている。政党の戦術というのは、その政治活動の性格、  
方向、方法のことである。戦術上の決議は、新たな任務  
に関連して、あるいは新しい政治情勢に直面して、党の

これまででは政治活動とか組織活動とか「活動の内容と方  
法」とかと表現されてきたことがらを、社共両党への加  
入戦術という第四インターナショナルの用語の批判的検  
討にふまえて、一般化してとらえ表現したもの——そ  
れが組織戦術である」「日本の反スタ運動2、二七二—  
三頁」と述べ、レーニンのいう政党の政治活動の方法と  
かいうことを組織戦術と規定しなおしたと称している。  
そのことによつて彼らは、レーニンが政治的戦術として  
いたものを、組織戦術といいかえ、政治的任務、政治情  
勢に対応した政党の活動というレーニンの思想を完全に  
骨抜きにし、組織づくりに一面化している。彼らの政治  
活動の性格、戦術は「反スタ」の思想闘争」、それと  
結びついた組合運動の左翼的展開」「学生運動の革命的  
展開」という、「左翼」組合主義的、「左翼」経済主義  
的なものになっている。

o、「戦術を事実の土台のうえにすえる」

レーニンは、その生涯にわたって、ロシア社会民主  
労働党の戦術を、政治情勢の客観的把握のうえにうちたて  
るべきこと、客観的事実の土台のうえにすえるべきこと、

を主張し、そのために闘いぬいた。

「マルクス主義に忠実である限り、われわれは、さまざまの文句によって客観的諸条件の分析をさけることはできないし、また避けてはならない。なぜなら、その客観的諸条件の考慮が、けっきょく、これらの問題を最終的に解決するからである。そしてまた、社会民主党の全戦術は、これらの問題の解決によってきまるのであって、たとえば、国会ポイコットについてのわれわれの論争などは、これらの大問題のごく一小部分にすぎないのである。」(ロシア革命とプロレタリアートの任務)

『左翼小児病』のなかで、レーニンは、たとえば、社会革命党にたいし、「この党は、マルクス主義を認めず、あらゆる政治行動をはじめにあって、階級勢力とその相互関係を厳密に、客観的に検討することを理解しようとしなさい。もっと正しくいえば、おそらく、それができないというべきだろう。」と評価している。

また、一九〇五年八月の諮問議会の選挙ポイコットを正しかったとし、その理由を次のように述べている。「反動的議会に参加しないことが、一般的に正しいからではなくて、大衆的ストライキを政治ストライキに、さ

らに革命的ストライキに、つぎにはまた蜂起にと、どしどし転化されてゆく客観的な情勢があり、それが正しく評価されたからである。」そして、「当時と同じような客観情勢があつて、それが同じ方向と同じ速度で発展するといった確かさがないか、または、ありえなくなった場合、このポイコットも正しいものではなくなる。」と述べている。

すなわち、レーニンは、一つの経験を「べつの条件へ、べつの情勢へ、めくらめつぼうにあてはめたり、この経験の猿まねをして、無批判にあてはめるのは最大の誤りである」ということを主張している。

レーニンは、いわゆる「革命的戦術」＝蜂起の実行についても、「革命的な気分のおかげだけにうちたてられなさい」とし、「戦術は、その国家(さらにそれをとりまく世界的規模での諸国)のすべての階級の勢力にかんするまぢがいのない、厳密に客観的な評価のうえに、また革命運動の経験のうえにうちたてられなければならない」と述べている。

また、一九〇六年の「ロシア社会民主労働党統一大会」に提出すべき戦術綱領」においては、「すべての戦術上

の見解を完全にのべるために、われわれは、合同中央委員会の議題にはいっていない二つの問題、すなわち、『民主主義革命の現情勢』と『民主主義革命の現情勢のもとでのプロレタリアートの戦術的任務』をつくくわえることが絶対に必要だと考えた。これらの問題を明らかにせずには、いっそう部分的な戦術問題を審議することはできない。」と述べ、「政治情勢」と「戦術的任務」について決議を要求している。

一九一七年の二月革命後においても、レーニンは、戦術を現実の情勢のうえに与えるために全力をあげた。イスからロシアにおくった一通の手紙とロシアにもどつた時明らかにした四月テーゼは、そのためにも書かれたのである。

「これが現実の政治情勢であつて、われわれは、マルクス主義的戦術を、ただ一つそれが立脚すべきしかりした土台、すなわち事実の土台のうえに与えるために、なによりもまず、この政治情勢をできるだけ客観的に正確に規定するようつとめなければならない。」(『遠方からの手紙』)

「だが未知のものをマルクス主義的戦術の戦術の基礎

とするわけにはいかない。」(『戦術についての手紙』)

「以上に述べた実際の情勢の特異性から、マルクス主義者——個々の人物等々ではなくて客観的事実を大衆および諸階級を考慮に入れなければならないところの——にとつて義務的な、現在の時機における戦術の特異性がでてくる」(『わが国におけるプロレタリアートの任務』) 単なる「革命的気分」や未知のものを戦術の基礎とすることはできないこと、客観的事実の土台のうえに戦術をうちたてなければならないこと、政治情勢をできるだけ客観的に正しく規定しなければならないこと、これがレーニンの思想である。

レーニンは、小冊子「カール・マルクス」の中で、「プロレタリアートの階級闘争の戦術」にかんじて、次のように述べている。

「マルクスは、プロレタリアートの戦術の基本的任務を、彼の唯物的弁証法的世界観のすべての前提に厳密に規定していた。ある社会の、あまざすすべての階級の相互関係の総体を客観的に考慮すること、したがって、この社会の客観的な発展段階をも、この社会と他の諸社会との相互関係をも考慮することだけが先進的な階級の正

しい戦術の土台となりうる。この場合、すべての階級とすべての国が、静態においてではなく動態において、すなわち静止の状態においてではなく運動（この運動の諸法則はそれぞれの階級の経済的生存条件から生まれる）において考察される。マルクスはエンゲルスの手紙にこう書いている。大きな歴史的發展においては、二〇年は一日にも等しい。もっともそのあとで、二〇年を一つに圧縮した数日がかかることもあるが。

どの發展段階においても、どの時期にもプロレタリアートの戦術は、この客観的に避けられない、人類史の弁証法を考慮に入れて、一方では、先進的な階級の意識と力と闘争能力を發展させるために、政治的停滞の時期、または、亀の子のようにのろくさい、いわゆる『平和的』發展の時期を利用するとともに、他方では、その階級の運動の『終局目標』の方向で、『二〇年を一年に圧縮した』偉大な日々が来たとき偉大な任務を実践的に解決できる能力をこの階級のうちにづくりだす方向で、この利用の活動全体をおこなわなければならない。』（『カール・マルクス』）

レーニンは、「正しい戦術」の土台となりうるのは、ヴェト、政治闘争、経済闘争、ストライキ、デモンストレーション、バルチザン戦争、武装蜂起等々について、その歴史的経験を分析しその唯物論的弁証法的把握を行い、それらのプロレタリアート解放のための闘いにとつての政治的意図を明らかにするよう努めてきた。

例えば、レーニンは、議会と選挙カンパニアへの参加について「社会民主党は、議会主義（代議議会への参加）を、プロレタリアートを啓蒙し教育して自主的な階級政党に組織する一手段、労働者解放をめざす政治闘争の一手段とみている。」（『社会民主党と選挙協定』）と評価している。だが、このことは、一九〇五年八月の諮問議会のポイコットについて「そのときのポイコットは正しかった。というのは、反動的議会に参加しないことが一般にただししいからではなくて、大衆のストライキを政治的ストライキへ、ついで革命的ストライキへ、ついでまた蜂起へと、急速に転化させていった客観的情勢が、それが正しく顧慮されたからである。」（『左翼小児病』）ということが条件となっているのであり、かつ、『国家と革命』における「議会はおしゃべり小舎であり、いちぢくの葉である」という議会への把握が前提になってい

「ある社会の、あまざすすべての階級の相互関係の総体を客観的に考慮すること」「この社会の客観的な發展段階をもち、この社会と他の諸社会との相互関係をも考慮すること」だけであり、「すべての階級とすべての国を動態・運動において考慮すべき」ことを強調している。

また、その上で、「先進的な階級の意識と力と闘争能力を發展させるため」かつ「終局目標の方向で、二〇年を一年に圧縮した偉大な日々が来たとき偉大な任務を実践的に解決できる能力をこの階級のうちにづくりだす方向で」「いわゆる平和的發展の時期を利用する」べきことを教えている。

#### f. 「革命運動の経験とその実践の条件」

先に引用したように、レーニンは「左翼小児病」の中で、一つの経験を「べつの条件へ、べつの情勢へ、めくらめっぽうにあてはめたり、この経験の猿まねをして、無批判にあてはめるのは最大の誤りである」（『左翼小児病』）と主張している。

マルクス、エンゲルス、レーニンら共産主義運動の偉大な先達は、国家、議会、労働組合、コンミン、ソ

いかなる情勢、いかなる条件のもとで、いかなることを実現するために、議会と選挙カンパニアに参加することが、プロレタリアートの解放闘争の前進に役立つかをふまえることが必要である。

日共の不破哲三は、「国会を基礎に民主的な政府を樹立するという任務は、ロシアでは制度上もはじめから問題にならなかった。しかし、一定の歴史的条件のもとでは、人民的な勢力が議会の多数を獲得して、適法的に政府を樹立する可能性が革命運動の前にひらけてくる」（『レーニンと議会主義』）と述べている。これは一九一七年後の憲法制定議会について忘れていること、かつブルジョア議会にたいするカウッキョー流の「純粋民主主義」の幻想に陥っているものである。不破は、レーニンとは全く無縁であり、ブルジョア議会主義者と同一の土俵に立っているのである。

また、例えば、一九一七年九月には、レーニンは蜂起すべきことを主張した。「なぜ党が、まさにいまこの瞬間を、客観的諸条件の経過によって蜂起の日程が整ったものと認め、蜂起を技術として取扱う必然性がある、そ

うした瞬間として考えるべきなのか——このことを証明するために、比較の方法をもちいて、七月三日～四日と九月と対照させることがいよいよだろう」「その当時（注一十八年の七月三～四日のこと）、蜂起の勝利の客観的条件がなかったからである」（『マルクス主義と蜂起、ロシア社会民主労働党中央委員会への手紙』）と述べ、その理由として「（一）革命の前衛である階級がまだわれわれの味方ではなかった。」「（二）その当時には、全人民的革命の高揚がなかった。」「（三）その当時には、われわれの敵のなかにも、中途半端なブチブルジョアジーのなかにも、重大な一般的政治的規模での動揺はなかった。」「（四）このため、七月三～四日に蜂起するのは誤りであつたらう。つまり、われわれは物理的にも政治的にも権力を維持しえなかつたであらう」

（同）をあげている。だがしかし、レーニンは、九月には「いまでは事態はまったくちがつている」（同）「蜂起が成功するための客観的前提はすべてわれわれの目前にある」とし、「革命を救うためには、かつ両連合の帝国主義者による『単独』の分割からロシアを救うためには、ベトログラードとモスクワとの労働者蜂起が無条件から、蜂起についての唯物論的考察を行い、その勝利の条件とその法則について明確な確認を行っている。そして、それにとつて、客観的諸条件を分析し、その土台の上に、いわゆる「革命的戦術」をすえたのである。赤軍派が、かつて、革命運動の経験に学ばず「高度な自然発生性がある」とし、一部大衆の急進的気分につかかって、「前段階蜂起」ということをさげんだ例などは、レーニンの思想、実践方法とは全く無縁なものである。

### g、情勢の唯物論的把握Ⅱ「正しい情勢分析」

すでにみてきたように、レーニンは「『正しい戦術』が『正しい情勢分析』と不可分である」ことを常に強調し、『客観的諸条件』『客観的事実』の分析、規定、正

に必要であることを認識したなら、われわれは、まず、民主主義協議会における自分達の政治的戦術を、高揚しつつある蜂起の条件に適合させなければならない。つきに、われわれは、蜂起を技術として取り扱うことが不可欠である、というマルクスの思想を、ことだけで認めているのではないことを証明しなければならない。」と、蜂起の実行を訴えている。

レーニンは、蜂起に勝利しうるか否か、を分析し、蜂起を実行すべきだとした。即ち「戦術」を、事実の土台のうえにすえたのである。だが、レーニンが、同時に「だが、武装蜂起は、政治闘争の特殊な一形態であつて、特殊な諸法則に従うものであり、それらを注意深く熟慮する必要がある。カール・マルクスは、武装『蜂起は、戦争と同じく、技術である。』と述べることによつて、この真理をきわめてあざやかに表現した。」（『一局者の助言』）ということ、および、「蜂起が成功するためには、陰謀や、政党に依存するのではなく、先進的階級に立脚しなければならない。これが第一である。蜂起は人民の革命の高揚に立脚しなければならない。これが第二である。蜂起は高揚しつつある革命の歴史の中で、人

しい評価、まちがいのない厳密な客観的評価が必要である」と主張している。

レーニンが情勢分析というとき、その分析の対象は、次のごときものである。

「すべての階級勢力とその相互関係」

「その国家（それをとりまくすべての諸国）とすべての階級的勢力」

「大衆および諸階級」

「あまさずすべての階級の相互関係の総体」

「社会の客観的な発展段階とこの社会と他の諸社会との相互関係」

「すべての国とすべての階級」

そして、その対象を、静態においてではなく動態において、静止の状態ではなく運動において考察すべきことを主張している。

レーニンは、運動の法則や概念ということではなく、客観的事実、相互関係、運動の状態の分析について語っている。すなわち、法則とか、概念とかいう観念上のものではなく、分析、評価、把握の対象が、政党の眼前で展開されている事實的諸関係、運動である。それは、政

党の活動している世界の現実であり、主観ではなく対象の存否、運動において、その認識の成否がはかられるものである。

レーニンは、唯物論的認識について、主観の外に、客観的实在、物質をみとめるべきこと、および、その正しい認識が可能であるということの二点を重要な命題としてあげている。

自己を含め、この世界の諸国家とその相互関係、および、国家権力とすべての階級勢力とその相互関係を、実体の運動、活動、実践において、まさに実在するものを分析、評価、把握すること、認識すること、これが情勢の唯物論的把握たる「正しい情勢分析」である。

## 二、スターリンの戦術上の思想

スターリンは一九二四年の「レーニン主義の基礎」において、「プロレタリアートの階級闘争の指導についての科学としての戦略と戦術」ということを語り、「レーニン主義の戦略と戦術は、プロレタリアートの革命的闘争の指導についての科学である」という定式化を行って

いる。

内戦後、ボルシェヴィキは、軍事上の戦略、戦術という用語にアナロジーし、政治的戦略戦術という用語を使いはじめた。例えば、トロツキーは、「革命的戦略という概念は戦後になって始めて根を下した概念であって、最初はまさしく軍事的用語からきているものである。しかし、この概念は偶然に根を下したのではない。戦前はプロレタリア党の戦術ということしか口にされなかったが、この概念は当時一般に行われていた日常的要求や任務の範囲を越えない労働組合的および議会的方法に適用するに充分であった。」（『レーニン死後の第三インターナショナル』）と、その間の事情についてのべている。

内戦後、レーニンが『左翼小児病』の中で用いている「政治的戦略、戦術」という用語を含め、それ以前に、「政治的戦術」といっていたものを「戦略、戦術」というようにいいかえ、改編していった。だが、スターリンにおけるこの改編とその規定は、レーニンの用いていた「政治的戦術」の内容を質的に変更、修正するものである。レーニンが「政党的政治活動の性格、方法、方向」

と規定していた「政治的戦術」にたいし「プロレタリアートの革命的闘争の指導についての科学としての戦略・戦術」ということをもち出し、政党的戦術を具体的な政党的戦術——具体的な政党的政治活動の方向、方法ではなくして、「指導についての科学」という指導の方法一般に解消したのである。

スターリンは「革命の段階と戦略」ということで、戦略は、革命の一定の段階にもとづいてプロレタリアートの主要打撃の方向を決定することであり、それに応じて革命的諸勢力（主要な予備軍と副次的な予備軍）の配置計画をつくりあげることであり、革命の一定の段階の全期間を通じてこの計画を遂行するためにたたかうことである。」（『レーニン主義の基礎』）と、「戦略」という言葉を説明している。

また、「運動の干渉と戦術」ということで、「戦術は、運動の満潮または干潮、革命の高揚または衰退といった比較的短い期間のプロレタリアートの行動方針を決定することであり、古い闘争形態と組織形態を新しい闘争形態と組織形態とにかえたり、古いスローガンを新しいスローガンとにかえたり、これらの形態をくみあわせたりなどして、この方針のために闘うことである。……戦術は、戦略の一部分であって、戦略に従属し、戦略に奉仕するものである。」（同）と「戦術」の内容を説明

している。

スターリンのいう「戦略」ということは、「革命の段階」ということと不可分に語られている。スターリンは、ロシア革命を三段階に区分している。第一段階が一九〇三年——一九一七年二月、第二段階が一九一七年三月——一九一七年十月、第三段階が十月革命以後である。ロシア革命が、客観的には三月革命と十月革命を一つの結節点として発展していることは事実であり、また、ボルシェヴィキの政治活動の方向が、それぞれの時期において変化したことも事実である。

だがしかし、そうだからといって、プロレタリアートの前衛党にとってスターリンのいうような「革命の段階」ということがあらかじめ前提されるわけではない。共産主義者の組織にとって、その目標は、社会革命の遂行とそのためプロレタリアの樹立にあるのであって「革命の発展段階」なるもの後からついていくことにあるわけではない。

スターリンは、例えばブルジョア革命の段階ということとを前提することによって、プロレタリアートの党を民主主義の党派へと陥しめてしまっている。その証は、中共産党の国民党への合流等に見てとることができる。プロレタリアートの前衛党が、プロレタリアートの利益をつらぬくという見地から民主主義的変革の運動にい



かにかかわるか、民族解放闘争にいかにかかわるか、というような政治方向を抜きに、「革命の段階」に党の活動を対応させるという方法は、プロレタリアートの利益を貫くという原則的立場を危くするものである。

「革命の段階」という結果解釈、もしくは、未来の予測ではなく、国家、民族相互ならびすべての階級情勢の相互関係に立脚し、プロレタリアート解放闘争を前進させるためにどのような政治的方向を出すのかということが必要なことなのである。

かかる党の活動の方向の内容を、戦争のすすめ方を示す軍事上の戦略、戦術にアナロジーすることは有益ではない。戦争は、他の手段をもってする政治の継続であるとともに、一つの技術である。戦争はそれに特殊な一定の法則に従うものであり、政党の政治活動と同一視することはできないのである。

スターリンのいう「主要打撃の方向」は、政治的目標としてツアール専制打倒などIIのために一定の勢力を孤立させるということである。そのための「革命的諸勢力の配置」というのは、労働同盟とか、労働者と貧農同盟とかをさしている。こうした党派の活動を「革命の段階」ということに対応させることは革命党の戦術を教条的図式に従わせるものである。

孤立させるべき勢力の確定や階級間の相互関係をどの

ようにするために活動するか、というようなことは「革命の段階」というようなことに対応させるのでなく、プロレタリアートの前衛党が、階級関係や政治情勢に対応した政治的態度、方向として、綱領上、戦術上の態度として決定する以外にないのである。

レーニンは、農民、自由主義ブルジョアとその他の党派にたいする態度を戦術としてとりあげているが、スターリンは、「革命の段階」に対応した多数派の獲得の方針を「戦略」とすることによって、大衆追随主義的傾向を強めた。

スターリンが戦術と呼んでいるのは「プロレタリアートの行動方針」としての「闘争形態、組織形態、スローガン」である。

スターリンは、戦術をプロレタリアートの行動方針とすることによって、戦術の主体を具体的組織、政党とするのではなく、プロレタリアート一般に解消している。戦術を、政党の戦術として厳密にとらえていない。

具体的政党の活動方向とするのではなく、具体的主体抜きに、あるべき戦術を想定し、それを指導の内容とする観念的立場に転落したのである。

(了)

## 編集後記

発行が大幅に遅れたことを  
お詫びしたい。

政治集会（概要）は、わが  
委員会の現在の主張が概轄的  
のべられている。

第二論文から第四論文まで  
は、いずれも「怒濤」にす  
で掲載されたものであるが、  
重要な論文なので再録した。

労働者共産主義委員会  
中央機関紙

定価 30 円

1 年分 1,000 円 (送料とも)

革命的労働者の闘いのために

電話 03・982・3312

郵便振替 東京 147121

怒 濤 社



*The* PROLETARIAN  
CORRESPONDENCE

Editor: Central Committee of  
Worker's Communist Committee  
Publishing Agent: Takeshi Yasuda,  
Dotoh sha, Shiraishi Bldg, 2-11-2  
Ikebukuro Toshima-ku,  
Tokyo, Japan

Quarterly Organ of Worker's Communist Committee

No. 1~No. 7 50 US cents or the equivalent

共産主義革命 第 4 号

定価 350 円

編集者 労働者共産主義委員会 中央委員会

発行日 1973年10月20日

発行所 怒濤社

東京都豊島区池袋 2 丁目11の 2 白石ビル

郵便振替 東京 147121